

美術館の原則
と
美術館関係者の行動指針

全国美術館会議



- 28 | 博物館の原則
博物館関係者の行動規範
- 44 | ICOM職業倫理規程
- 54 | ICOM Code of Ethics for Museums
- 65 | 博物館法
- 69 | 博物館の設置及び運営上の望ましい基準
- 73 | 文化芸術基本法

博物館の原則 博物館関係者の行動規範

公益財団法人 日本博物館協会 2012年

(注) 日本博物館協会ホームページから転載にあたり、誤字脱字と判断できる箇所は修正した。なお、2013年までは旧公益法人制度の「財団法人」である。

はじめに

日本博物館協会は、このたび、「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」を制定し、広く社会に公表することとしました。

現在、我が国には4,000以上の博物館施設が存在していますが、近年の博物館を取り巻く社会的環境は、厳しさを増すとともに著しく変化しています。

一方、博物館を巡る厳しい状況と運営や活動の変化のなかで、博物館は、生涯学習社会の進展や国民の知的要求に積極的に応えていくことが従来にも増して求められています。

こうした博物館を巡る状況の変化に適切に対応しつつ、博物館がその本来の目的や機能を果たし、公益性を確保していくためには、改めて、博物館の運営や活動の主な担い手である学芸員をはじめとする博物館関係者がその職務を遂行していく上で、拠り所として共有できる行動の指針が求められています。ICOM(国際博物館会議)や欧米諸国では、その重要性が認識され、既に博物館に関する倫理規程の制定という姿で先行していますが、日本では、共通する倫理規程は定められていません。

こうした現状を踏まえ、日本博物館協会は、これまでに実施してきた調査研究の成果を基に、全ての博物館に共通する社会的機能の在るべき姿を示す「博物館の原則」と、その原則を踏まえて、日々の運営に携わる学芸員をはじめとする関係者が共有すべき倫理的な基本事項として

「博物館関係者の行動規範」を制定しました。

つきましては、今回制定した「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」を、博物館の設置・運営に当たっての基本的な拠り所としてご理解いただき、それぞれの設置者、運営組織の個別事情等を勘案しつつ、より実態に即した規範、あるいは規程として整備されることが望まれます。なお、ここに示した原則と行動規範は、文部科学省が定めた、博物館の組織基準ともいえる「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」と一対をなすものとして位置づけられ、両者を有効に活用することで、より実態的な博物館の在るべき姿の実現に向けて、効果的な成果を上げることが期待できます。

最後に、日本博物館協会として「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」を制定するに際し、これまでの調査研究にご尽力いただいた委員の皆様をはじめ関係者の方々に感謝申し上げますとともに、今回制定した「博物館の原則」が日本における博物館憲章的な役割を果たすとともに、「博物館関係者の行動規範」が各施設・組織における実体的な規範・規程を制定する上での拠り所として活用されることを切に期待しております。

平成24(2012)年7月1日
公益財団法人 日本博物館協会

博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。

5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

ここでいう「博物館」とは、博物館法及びICOM(国際博物館会議)による博物館の定義を準用し、「博物館」、「美術館」、「郷土館」、「文学館」、「科学館」、「植物園」、「動物園」、「水族館」等のあらゆる館種を含む施設を対象とする。

本原則で示した1～10の項目は、それぞれ「博物館関係者の行動規範」で示す1～10の項目に対応し、の前提となる原則を述べている。

本原則で示した事項の内容は、「博物館法」、ICOM(国際博物館会議)の「ICOM倫理規程」、及び文部科学省の「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」に定められた理念を反映している。

博物館関係者の行動規範

趣旨

博物館は、人類共有の財産である貴重な資料を分かち合い、文化を継承、創造していく機関である。博物館は、過去と現在と未来をつなぐことで、豊かな感性と知性にあふれる力ある社会を築くことに貢献する。このような博物館の公益性を高めるために、博物館に携わる者が尊重すべき拠りどころとして、博物館関係者の行動規範を示す。

対象

ここでいう「博物館」とは、博物館法及びICOM(国際博物館会議)による博物館の定義を準用し、「博物館」、「美術館」、「郷土館」、「文学館」、「科学館」、「植物園」、「動物園」、「水族館」等のあらゆる館種を含む。

ここでいう「博物館関係者」は、設置者を構成する者、博物館の職員、ボランティア、インターン等の博物館に携わるすべての者を表す。

活用

博物館は、その設置の形態、沿革、使命・方針、資料や展示の内容、規模等が異なり、活動状況は多様である。この行動規範は、館種及び各博物館に通じる共通の原則として、各博物館における取組、課題解決の指針となるものである。この行動規範を手がかりに、各博物館は、関係法規及びICOM倫理規程や館種別、職種別に定められた倫理規程、その他の実務基準を参照することが求められる。

行動規範1. 貢献

博物館に携わる者は、博物館の公益性と未来への責任を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。

行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動する。

行動規範3. 設置

博物館の設置者は、博物館が使命を達成し公益性を高めるよう、財源確保、人的措置、施設整備等の活動の基盤の確保に努める。また、博物館にかかわる人と収蔵品の安全確保を図る。

行動規範4. 経営

博物館に携わる者は、博物館の使命や方針・目標を理解し、目標達成のために最大限の努力を行い、評価と改善に参画する。博物館の経営者は、経営資源を最大限に活かし、透明性を保ち、安定した経営を行うことで公益の増進に貢献する。

行動規範5. 収集・保存

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しをすることを社会から託された責務と自覚し、収集・保存に取組む。博物館の定める方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

行動規範6. 調査研究

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し学術的な貢献を行うよう努める。

行動規範7. 展示・教育普及

博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

行動規範8. 研鑽

博物館に携わる者は、教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して博物館活動を高めて行く。

行動規範9. 発信・連携

博物館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して、博物館の総合力を高める。

行動規範10. 自律

博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動する。関連法規を理解し、遵守するとともに、ICOM(国際博物館会議)の倫理規程や関連する学問分野の倫理や規範を尊重する。予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し関係者とともに解決を図る。

行動規範1. 貢献

博物館に携わる者は、**博物館の公益性と未来への責任**を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。

《キーワード》博物館の公益性／未来への責任

前提となる認識:「博物館の原則」で、博物館は公益を目的とする機関であるとした。この前提のもとで博物館の原則1に掲げたように、博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通し、人類と社会に貢献する。博物館は、利用したいと思う、あるいは利用の可能性があるさまざまな人々に対して開かれた場所である。また同時に将来の利用者に対する責務を有する。

解 説

博物館の公益性

博物館は、不特定多数の人の利益の増進に寄与する機関である。当事者、関係者を中心としつつ、広く社会に開かれた人類社会に貢献する使命を負っている。このことにおいて国立、公立、私立といった設置者の違いはない。

博物館が不特定多数の人に広く開かれた機関であるために、利用の可能性を最大限に確保する必要がある。そのためには利用が想定される人ができるだけ快適に利用できる条件を整備すべきである。その博物館の実態に即し、効果的な取組から始めることが望まれる。人々による利用の可能性を広げることが、学術の普及、文化の継承の前提条件となる。

《参照》

●科学者の行動規範(日本学会会議) 「(科学者の責任)1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。」

《参考文献》

●文部科学省委託『誰にもやさしい博物館づくり』シリーズ3、4、5(日本博物館協会、平成17年)
●文部科学省委託『誰にもやさしい博物館づくり』シリーズ

6、7、8(日本博物館協会、平成18年)

●文部科学省委託『誰にもやさしい博物館づくり』シリーズ9、10、11、12(日本博物館協会、平成19年)

未来への責任

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関である。現在の利用者だけでなく将来の利用者に対する責務を有する。将来にわたって活用できるよう良好な状態で資料を次世代に引き継がなければならない。そのために資料の活用と将来に向けた保存の折り合いをつけることが常に求められる。

行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、**敬意**をもって扱い、**資料にかかわる人々の多様な価値観**と権利に配慮して活動する。

《キーワード》敬意／資料にかかわる人々／多様な価値観

前提となる認識:博物館の原則2に掲げたように、博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。博物館の所蔵資料やそれにかかわる自然環境・歴史的環境は、人類にとって価値があり、人類共通の財産として捉えて次世代に継承する必要がある。また、資料にかかわる人々の権利や人権に十分な配慮をする必要がある。

解 説

敬意

資料に対する敬意をもち愛情を抱かなければ資料を適切に扱うことはできない。敬意や愛情は、その資料の持つ価値を理解することから生ずる。価値があると思えるからこそ資料を大切に扱うのである。

また、その価値を広く世の中に知らしめようとするのである。

《参照》

●文化財の保存にたずさわる人のための行動規範(文化財保存修復学会行動規範) 「1. 文化財への敬意 文化財保存修復学会会員は、文化財が人類の貴重な遺産で

あることを認識し、文化財への敬意を持って調査・研究、公開、保存・修復処置を行う。」

資料にかかわる人々

資料には、元の所有や原産地にかかわる人(原所有者、製作者、原産地の住民、寄贈者等)、来館して資料を見る人、活用する人等の様々な人がかかわる。

多様な価値観

博物館は、その館独自の使命に基づき資料を取り扱う。だが一つの資料に対する見方は立場によって様々である。必ずしも館の立場に賛同しない人々、あるいは反対する人々もあろう。博物館の関係者は、相反する価値観も存在するということを認識する必要がある。様々な立場による見解に耳を傾け、必要な配慮を行った上で、資料を取り扱い、その博物館の使命達成を目指すことが求められる。

《参照》

●ICOM(国際博物館会議)倫理規程 基本原則6 「博物館の収蔵品は、それらが由来する地域社会の文化的及び自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それらは、国の、地域の、地方の、民族的、宗教的もしくは政治的独自性との強い類縁性を含みうる、通常の属性を超えた性格を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。」

●科学者の行動規範(日本学会会議) 「(研究対象などへの配慮)8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。」

「(差別の排除)10 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。」

—— 博物館側から示された問題点、留意事項等 ——

平成23年刊行の「博物館倫理規程に関する調査研究報告書」(財団法人日本博物館協会)に合わせて実施した博物館へのアンケート結果から、博物館の現場から寄せられた倫理的な問題にかかわる意識調査の結果を紹介

し、必要に応じてコメントを付している。博物館現場の意識と行動規範をどのようにつなげていくのか示唆されている。

●著作権

アンケートでは、権利に関して特に関心が高かったのは著作権についてである(約130件)。この問題に対する関心は極めて高い。この件については二つの側面がある。一つは、自館の所蔵資料等に関する著作権に関し法令を遵守した上で活用することである。この点について著作権処理や契約に関する懸念が多く寄せられた(29件)。資料等の写真の図録・出版物・ウェブ等への利用についても少なくない(13件)。二次使用に関する手続きやトラブルについても幾つか寄せられた(11件)。また、著作権者が不明、あるいは多数である場合の対応についても指摘があった(11件)。

著作権問題のもう一つの側面は、自館の資料に関する著作権の侵害の問題である。無許可撮影、無断使用、目的外使用についての懸念が寄せられた(16件)。これについては利用する側に著作権の侵害がないよう理解を求める必要がある。

資料のデジタルデータ化やインターネットによる公開が盛んになり、著作権に関する関心は極めて高い。このテーマについて研修やセミナーなどを開催し理解を深めることが望まれる。

《参考文献》

●『現場で使える美術著作権ガイド』(甲野正道・山梨俊夫／著、全国美術館会議／編、ブリュッケ、平成23年)

行動規範3. 設置

博物館の**設置者**は、博物館が**使命**を達成し、公益性を高めるよう、財源確保、人的措置、施設整備等の**活動の基盤の確保**に努める。また、博物館にかかわる**人と収蔵品の安全確保**を図る。

《キーワード》**設置者／使命／活動の基盤の確保／人と収蔵品の安全確保**

前提となる認識：博物館の原則3で掲げたように、博物館が、その設置目的や使命を達成するためには、人的、物的、財源的な基盤を確保する必要がある。その基礎的な

条件を整備し、安全に運営を行えるようにすることは設置者の責務である。

解説

設置者

設置者とは、博物館を設置し、博物館の存続に最終的な責任を有する組織である。国公立館においては行政体、独立行政法人であり、公益法人立・株式会社立においては法人そのものとなる。

設置者の構成員は、国立館においては所管省庁の責任者・担当者、独立行政法人の理事・評議員、公立館においては所管部署の責任者・担当者、公益法人が設置する館においては理事・評議員、株式会社等が設置する館においては所管部署の責任者・担当者、個人立の館においては、代表者となる。

この「設置」の項目の主語は、「博物館の設置者」としている。他の行動規範の項目は、「博物館に携わる者」を主語としているが、この項目では、特に設置者の役割を明確にしている。博物館を維持向上するには設置者の行動規範が重要であるという認識に基づくものである。博物館がその公益性を発揮するには、基本的な条件整備が必要となる。

ICOM倫理規程やイギリス博物館協会の倫理規程の変遷をみると、元々は設置者(管理機関と訳されている)の倫理規程と博物館職員(特に専門職)の倫理規程は別立てになっていた。両者の責務の範囲がそもそも異なっているためである。それだけに設置者の有する責務とその行動規範は重要な位置を占める。

博物館の統廃合や公立博物館への指定管理者制度の導入など、近年、我が国でも博物館の設置者の責任に着目されることが増している。今回示す行動規範で、設置者に求められる役割を特に明確にしたことは特色の一つといえる。

使命

使命とは、その館固有の設置の目的や、基本的な理念、目指す姿や独自の姿勢を明文化したものである。ともすると公立館では、設置条例で博物館法の文言を援用し、収集、保存、展示といった業務内容を列挙する傾向にあった。そのみでは当該地域で博物館を設置することそれ

自体が目的となり、なぜ、何のために、その博物館が設置されるのか見出せない。博物館は、当該地域や関係者にとってどんな意味をもつ機関なのかを明らかにすることが、社会に貢献できる博物館への第一歩となる。

私立館にあっても、設立の趣旨・目的、運営の基本方針等を、社会に明確に示すことが求められる。

《参考文献》

●文部科学省委託『使命・計画作成の手引き』(日本博物館協会、平成16年)

活動の基盤の確保

ICOM倫理規程では、基本原則の1を「博物館は有形、無形の自然及び文化遺産に対する責任がある。管理機関及び博物館の戦略的な指示と監督にかかわる者は、この遺産を保護、推奨する主たる責務を負う。それと同時に、人的、物的、金銭的な資源を活用できるようにする責務を負う。」としている。

この原則のもとで、管理機関(設置者)の責務を博物館の地位、物的資源、財源、人員に大別し、それぞれ次のような項目として示している。

- * 地位(1.1権能を付与する文書、1.2使命、目標、方針の声明)
- * 物的資源(1.3土地建物、1.4アクセス、1.5健康と安全、1.6災害に対する保護、1.7警備の条件、1.8保険及び補償)
- * 財源(1.9資金の確保、1.10収益の方針)
- * 人員(1.11雇用の方針、1.12館長もしくは首長の任命、1.13管理機関へのアクセス、1.14博物館職員の有資格性、1.15職員の訓練、1.16倫理的矛盾、1.17博物館職員とボランティア、1.18ボランティアと倫理)

人と収蔵品の安全確保

人と収蔵品の安全を確保するための基礎的な条件を整備することも設置者の重要な責務である。

《参照》

●ICOM倫理規程 1.6 災害に対する保護 「管理機関は、公衆及び職員、収蔵品とその他の資源を自然及び人為的な災害から保護するための方針を立て、それを維持するべきである。」

《参考文献》

●文部科学省委託『博物館における施設管理・リスクマネジメントガイドブック基礎編』(三菱総合研究所、平成20年)
●文部科学省委託『博物館における施設管理・リスクマネジメントガイドブック実践編』(三菱総合研究所、平成21年)
●文部科学省委託『博物館における施設管理・リスクマネジメントガイドブック発展編』(三菱総合研究所、平成22年)

——博物館側から示された問題点、留意事項等——

●設置者責任としての保存環境の確保

博物館へのアンケート調査で、資料の収集・保管に関してもっとも問題視されているのは、収蔵庫や保存の施設や適切な保存環境の確保である(34件の指摘)。施設・設備の老朽化で保存環境が維持できないことや、収蔵庫が満杯で収集活動を継続できない、また、人員不足で未整理資料を整理して活用できないといった懸念である。これは社会の共有財産である資料を未来に引き継ぐことを基本的な使命とする博物館活動の根幹にかかわる問題である。

ICOM倫理規程では、1.3土地建物の項目で、管理機関(設置者)は、「博物館がその使命に規定された基本的な機能を果たすためにふさわしい環境を備えた十分な土地建物を保証すべきである。」と規定している。また、1.9資金の確保の項目で、管理機関(設置者)は、「博物館の活動を実施し、発展させるために十分な資金を確保するべきである。」としている。

財政状況が悪化するなかで、施設・設備の更新や予算や人員の増加が実現することは容易ではない。しかしながら、どのような状況にあっても、収集・保存等の活動に関して、必要な施設・設備を整え、適切な体制を備えるよう努めること、あるいは関係者に、当該博物館の使命や社会的貢献について十分理解が得られるよう働きかけて行くことは、博物館に携わる者の行動規範として重要である。

行動規範4. 経営

博物館に携わる者は、博物館の使命や**方針・目標**を理解し、目標達成のために最大限の努力を行い、**評価と改善**に参画する。博物館の経営者は、**経営資源**を最大限に活かし、**透明性**を保ち、**安定した経営**を行うことで公益の増進に貢献する。

《キーワード》方針・目標／評価と改善／経営資源／透明性／安定した経営

前提となる認識：博物館の原則4に掲げたように、博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。博物館は、公益の増進を目的とする機関であり、活動の成果を入場者数や収入のみで評価することはできない。だからこそ目標を明らかにしてその成果を示し、関係者に説明できるようにすることは社会からの理解を得るうえで重要である。

解 説

方針・目標

方針とは、使命を達成するためにどのような取り組みを行うか、基本的な考え方や姿勢を示したものである。経営の大方針とともに資料の収集・保管、調査研究、展示・公開、教育普及等の取組ごとに方針を策定することが望まれる。これらの方針に基づき、目標が設定される。目標は、長期・中期・短期といった幅で設定することが考えられる。近年、時代の変化が激しいため、長期的な目標を設定するには不確定な要素が多い。4-5年程度を視野に入れた中期的な目標とそれを年毎に落とし込んだ年度目標を設定することが現実的であろう。

評価と改善

目標を設定したら、その達成状況を評価し、改善に取り組む必要がある。博物館評価の大原則は、目標の達成状況の検証である。評価の前提となるのは、使命・方針から導かれる目標を適切に設定することである。評価は博物館としての自己評価を基本に、さらに評価の妥当性を担保するために、外部評価が導入される。外部評価は、専門家や市民の立場から、自己評価の妥当性を検証することになる。その際、博物館協議会や運営委員会等の既存の諮

問機関の協力を得ることも一つの方法である。

目標の設定や評価は、博物館に従事する者の仕事をより客観的に捉えることになる。目標設定や評価活動に、当事者として主体的にかかわることが求められる。

《参考文献》

- 文部科学省委託『博物館の経営・運営指標（ベンチマーク）報告書』（日本博物館協会、平成19年）
- 文部科学省委託『博物館評価制度等の構築に関する調査研究報告書』（日本博物館協会、平成21年）

経営資源

ここでいう「経営資源」とは、施設・設備、収蔵品等の物的な資源や職員等の人的資源、予算等の金銭的な資源をいう。

透明性

設置主体を問わず、どの博物館も関連する法規にしたがって説明責任を果たす必要がある。国立館なら情報公開法、公立館なら情報公開条例、公益法人なら公益法人法に定められた情報を公開する責務が生ずる。その他の館にあっても必要に応じて情報公開が求められる。そのためには意思決定の手続きを明確にして、決定過程の文書等の証拠を整理保管する必要がある。館内の文書管理、記録管理の在り方が問われる。

安定した経営

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関であり、永続的に活動することを前提にしている。そのためには安定した経営を行い、活動を継続していくことが重要である。行動規範3「設置」で示したように、設置者は、財源を確保して永続性を保つ必要があり、博物館の経営者は、効率よく効果を発揮する経営を追求して持続させていく責務を有する。

行動規範5. 収集・保存

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しをすることを**社会から託された責務**と自覚し、収集・保存に取組む。博物館の定める**方針**や**計画**に従い、**正当な手続き**によって、**体系的にコレクションを形成**する。

《キーワード》社会から託された責務／方針／計画／正当な手続き／体系的なコレクション

前提となる認識：博物館の原則5に掲げたように、博物館は、体系的なコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ役割を果たす。そのためには、収集方針や計画、正当な手続きをもってコレクションを形成していく必要がある。

解 説

社会から託された責務

資料と情報を未来に継承していくことは、社会が博物館に託した独自の役割である。資料を良好な状態で引き継いで行くには、管理する環境を整え、適切に保存し保存環境の維持に努める必要がある。

博物館のみで資料の継承・保護を行うことには限界がある場合、資料等にかかわる人、たとえば資料が所在する地域やボランティア等の協力を得て資料を整理し、保存することもある。

また、博物館が資料を収蔵するのではなく、資料が存在する現地での保護・継承を支援するという役割を負うことがある。

方針

収集方針は、収集の対象となる資料の年代や地域、制作者等の基本的事項を示すものである。方針が漠然としていると雑多なコレクションの形成を助長しかねない。大きな方針のもとに、重点目標等を定めて、精選された良質なコレクションを形成する必要がある。

計画

資料の収集は、新発見や寄贈の申出等、思わぬ要素に左右されることは少なくない。また、近年、収集予算が削減され計画的に収集することが難しくなり、寄贈等に頼ることが多い。そのような状況であるからこそ、体系的な価値のあるコレクションを形成するには、方針を確立し、寄贈資料の受入に臨む必要がある。

正当な手続き

資料の収集に当たっては、法令を遵守することは当然で

ある。また、博物館への所有権の移転等の手続きを確実に行う必要がある。資料の受入決定に際しては、使命や収集方針と合致しているか確認しつつ、その真贋や価値を適切に評価してこれに当たる。資料を購入する場合は、特に国公立の館では購入金額の妥当性を確認するために、専門家からなる諮問機関を設置することが推奨される。

《参考文献》

- 文部科学省委託『資料取り扱いの手引き』（日本博物館協会、平成16年）

体系的にコレクションを形成

個々の資料は、それぞれに価値を有するが、個々の資料が蓄積され、群を形成することでさらに価値を高める。つまり個々の資料間の関連性においてコレクションとしての価値が問われる。資料同士の関連性、コレクションとしての体系的性が求められる。

質の高いコレクションを形成するには専門職員のコレクション編成力が不可欠となる。その前提となるのは、使命に基づく収集方針や計画を確立することである。これがいまいになると雑多なコレクションになりかねない。

《参照》

● ICOM倫理規程 基本原則2として「博物館は、自然、文化、学術遺産の保護への貢献として、その収蔵品の収集、保存、向上を行う義務がある。それらの収蔵品は、有意義な公的遺産であり、法において特別な地位を占め、国際的な規約によって保護されている。この公的負託には、正当な所有権、永続性、文書化、アクセシビリティ及び信頼できる処分を含む管理の観念が内包されている。」としている。

この原則のもとに収蔵品の扱いについて詳細に規定している。まず「収蔵品の取得」に関し、「2.1 収蔵品に関する方針、2.2 有効な所有権、2.3 資料の由来と正当な注意義務、2.4 無認可のもしくは非学術的なフィールドワークに由来する資料と標本、2.5 文化的に慎重さを要する資料、2.6 保護された生物学的もしくは地学的資料、2.7 生きている収蔵品、2.8 作業用収蔵品、2.9 収蔵品に関する方針の枠外の取得、2.10 管理機関の構成員もしくは博物館職員による取得、2.11 最後の手段の保管所」を示している。

また、我が国にはなじみが薄いが「収蔵品の除去」とい

う項目を設定している。内容は「2.12処分に関する法的もしくはその他の活動、2.13博物館の収蔵品からの除去、2.14放出に対する責任、2.15収蔵品から除去された資料の処分、2.16収蔵品の処分からの収入、2.17放出された収蔵品の購入」となっている。

そして「収蔵品の管理」という項目で、「2.18収蔵品の永続性、2.19収蔵品の責任の委任、2.20収蔵品の文書化、2.21災害からの保護、2.22収蔵品と関連データの安全、2.23環境保存計画、2.24収蔵品の保存と修復、2.25生きた動物の厚生、2.26博物館の収蔵品の個人的使用」を挙げている。

—— 博物館側から示された問題点、留意事項等 ——

●資料の受入・貸借に関する規定の整備
収集、保存について懸念されているのは、収蔵庫等の施設・設備の整備や適切な保存環境の確保であった。これについては行動規範3「設置」の項目で紹介したとおりである。

次に指摘が多かったのは、受入や貸借、廃棄等の記録の有無や規定の整備、それを運用する組織体制への懸念である(26件)。特に資料の所有権に関して規則や手続き、書類の不備を懸念する指摘(10件)、寄贈・寄託・借用に関する記録や規則や手続き、書類の不備を懸念する指摘(8件)があった。こうした規定を整備することは、博物館資料を社会の共有財産として公開し活用することの基礎となる。だが入場者や収入確保のために展示活動に業務が偏重し、基本的な資料の記録管理や手続きの整備が後回しにされがちとなる。博物館に携わる者の行動規範を関係者が理解して、博物館の公益性の根幹をなす課題を共有することが必要である。

●文化財等の返還
アンケートでは、資料の返還要求に関する懸念がいくつか指摘されているが、博物館単独では対応しきれない場合もあることに留意することも必要である。

行動規範6. 調査研究

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、**調査研究**を行い、その**成果を活動に反映し、博物館への信頼**を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し、**学術的な貢**

献を行うよう努める。

《キーワード》調査研究／成果を活動に反映／博物館への信頼／学術的な貢献

前提となる認識：博物館の原則6に掲げたように、博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって社会から信頼を得ることが求められる。博物館は、調査研究に裏付けられた正確な情報に基づいて活動することを前提としている。そのことによって博物館が扱う資料や展示の真正性や客観性を保っており、人々が博物館に寄せる信頼の源泉となる。

—— 解 説 ——

調査研究

博物館法第三条で、博物館の事業として「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究」を挙げている。ICOM倫理規程では基本原則3として「博物館は、収集し、所蔵している主要な証拠の保管、利用可能性、解釈に関して、すべての人に対して、特別な責任がある。」としている。収蔵品に関する「主要な証拠」とは、収蔵品に関する調査研究を通じた学術的な裏づけと考えられる。

このように博物館における調査研究の対象の第一は、収蔵品に関することになる。つまり、博物館の活動は、収蔵品に関する調査研究の裏づけをもって行われるということである。

ICOM倫理規程では、基本原則3で収蔵品に関する調査研究を「主要な証拠」と「博物館の収集と研究」に大別している。前者については、さらに「3.1主要な証拠としての収蔵品、3.2収蔵品の利用可能性」を示し、後者については「3.3現地の収集、3.4主要な証拠の例外的な収集、3.5研究、3.6破壊的分析、3.7遺骸及び神聖な意味のある資料、3.8研究資料に対する権利の保有、3.9共有される専門知識、3.10博物館及び他の施設間での協力」を具体的に示している。

さらにいえば、調査研究の対象は、博物館の展示や保存の方法など、いわゆる博物館学や保存科学も含まれる。博物館法の第三条では「博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと」も博物館事業に位置づけている。博物館に関する諸領域に関する情報収集や調査研究に取り組むことは、博物館の諸活動を向上させ

ることにつながる。

「保管及び展示等に関する技術的研究」の内容は、学芸員資格取得の際に大学において修得すべき博物館に関する科目が一つの目安となる。この科目は平成21年に改定され、修得すべき科目は、平成24年度から生涯学習概論、博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論、博物館情報・メディア論、博物館実習となる。

また、博物館活動に関する様々な分野について世界的な標準を示したものに*Museum Basics*がある。これはICOMの世界的なプロジェクトとして1993年に刊行された。博物館の職員が修得すべき事項を100のユニットで簡潔に紹介している。初版には日本語訳(「博物館の基本」)もある。部分的に改訂された第二版は2007年出版されている。

《参考文献》

●これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議『学芸員養成の充実方策について』(文部科学省、平成21年)

●『博物館の基本』(日本博物館協会、平成7年)

成果を活動に反映

博物館は公益性を高めるために、調査研究の成果は広く公表され、不特定多数の人が参照できるようにする必要がある。また、調査研究の成果は、博物館の展示や教育普及活動などの前提となる。当然ながらその成果は、展示そのものや図録、目録、セミナー等の個々の事業に反映すべきものである。

また、博物館の調査研究は、個々の学芸員が恣意的に行うのではなく、組織として計画的、体系的に取り組む必要がある。ICOM倫理規程の「3.5研究」では「博物館職員による研究は、博物館の使命と目標に関連し」としている。

このように、調査研究について、博物館の方針を明らかにし、方針に基づき計画を立て、その計画を実施すべく博物館として取り組むことが求められる。

博物館への信頼

展示や教育普及活動など博物館における情報の発信は、正確な情報に基づいて行われなければならない。事実と解釈の違いを明らかにして、再検証に耐えうだけの

学術的な手続きに則り、客観性を保つ必要がある。これが人々にとっての博物館の信頼性の源泉となる。「博物館には本物がある」ということの裏づけであり、テーマパーク等の娯楽施設と一線を画す点である。

ICOM倫理規程は「4.6公表」で「博物館によって公表された情報は、それがいかなる方法をとったものでも、十分な根拠があり、正確で、学問上の規律、社会もしくは表された信仰に対して責任のある配慮がなされているべきである。博物館の情報の公表は、博物館の水準を損なうものであってはならない。」としている。

《参照》

●科学者の行動規範(日本学会会議) 「(学者の行動)2 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。」

「(説明と公開)4 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。」

「(研究活動)5 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。」

学術的な貢献

調査研究の成果は、展示や目録、報告書の発行等によって広く公開し、多くの人がその成果を活用できるようにすべきである。近年、インターネット等の情報機器が発達し、調査研究の成果を広く共有できるようになっており、学術的な貢献の一助とすることができる。

行動規範7. 展示・教育普及

博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報人類共有の財産として、**展示や教育普及活動**など様々な機

会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

《キーワード》展示／教育普及活動／様々な機会／分かち合い、新たな価値の創造

前提となる認識：多くの人は、展示や教育普及活動を通して博物館と出会う。博物館の原則7に掲げたように、展示や教育普及活を通じ、新たな価値を創造することで社会に寄与することができる。そのためには展示や教育普及活動を通じ、博物館が蓄積した資料や情報を広く共有する必要がある。

解説

展示

展示は、人々が博物館に出会う最も一般的な場、最大の接点である。蓄積した資料や情報を人々と広く共有する最も有力な方法である。

《参照》

●ICOM倫理規程 基本原則4 「博物館には、その教育的な役割を開発し、博物館が対象とする地域社会、地方もしくは団体から幅広い来館者をひきつけるという重要な責務がある。」

依拠するコミュニティとのやりとりとそれらの遺産の普及は、博物館の教育的な役割に不可欠である。さらに「陳列と展覧会」として「4.1陳列、展覧会及び特別な活動、4.2展示物の解釈、4.3慎重さを要する資料の展示、4.4公開陳列からの撤去、4.5由来不明の資料の陳列」を挙げている。

教育普及活動

近年、博物館では教育普及活動が盛んになっている。展示とともに教育普及活動は、博物館が蓄積した資料や情報の価値を共有する有力な手段である。対象別にプログラムを設定することで、よりきめ細かい対応をすることができる。また、教育普及活動によって、博物館と来館者により双方向に交流し、新たな創造を促すことができる。

《参照》

●ICOM倫理規程では、基本原則5で「博物館は、博物館内よりはるかに広い場の適用力を持つ多様な専門性、技

能及び物的資源を使用する。このことは、博物館活動の延長として、共有される資源もしくはサービスの供給につながりうる。それらは、博物館の明確な使命を損なうことのない方法で計画されるべきである。」とし、次のように鑑定に関する博物館サービスに一定の留保を置いている。

5.1 違法もしくは不法に取得された資料の鑑定

「博物館が鑑定のサービスを行うとき、そのような活動から、直接的であれ間接的であれ、利益を得ているとみなされるような行動を取るべきではない。違法もしくは不法に取得、譲渡、輸入もしくは輸出されたものと信じられる、または、疑われる資料の鑑定や真正の認定は、適切な機関に通知される以前に公表するべきではない。」

5.2 真正の認定と評価(価値の判定)

「博物館の収蔵品に保険を掛ける目的で評価する場合がある。それ以外の資料の金銭的な価値に関する意見は、他の博物館もしくは権限を持つ法的、行政的もしくは責任のある公的機関からの正式な要請によってのみ述べられるべきである。しかし、博物館が受益者である場合、資料もしくは標本の評価は、第三者的姿勢で行わなければならない。」

様々な機会

展示や教育普及の活動のほかに、様々な機会を捉えて資料や情報を共有することで博物館の公益性は高まる。情報技術の進展で、博物館の情報発信の方法は格段に発展した。特にインターネットによる情報の発信、共有の役割が大きくなっている。従来の紙媒体や放送媒体を含め、様々な手段を組み合わせることが求められる。

分かち合い、新たな価値を創造

これまで博物館の側が一方向的に情報を発信し、メッセージを伝達する傾向にあった。成熟社会を迎え、利用者の知的な関心が高まり、価値観が多様化してくると、関係は変化してきた。博物館の持つ情報や博物館が発しようとするメッセージを利用者と共有し、新たな価値をつくりあげるという双方向の関係になってきている。

—— 博物館側から示された問題点、留意事項等 ——

●公開が不適切な資料・表現

差別等の人権に関わる資料の取扱いについての懸念が

多く寄せられた(29件)。これについては行動規範2「尊重」に密接に関わる。この原則に基づき、人権に配慮した展示公開等の資料の取扱いが求められる。設置者を含め、博物館として方針を確立して適切な対応をする必要がある。必要に応じて関係する団体やグループと意見交換した上でどのように取り組むかを検討することも有効である。

●プライバシー・個人情報の保護

プライバシー・個人情報の保護についても懸念が多く寄せられた(23件)。個人のプライバシーや個人情報の保護は、法令遵守の点から(行動規範10「自律」も参照)重要である。個人情報の流出は論外として、歴史的な資料に関するプライバシーをどこまで保護し、どこまで公開するかは、資料の元々の所有者との合意が必要となる。

●議論が分かれる展示

議論が分かれる展示への懸念が一定数寄せられた(13件)。具体的には、性、暴力に関わる展示の方針、進化論や旧石器に関することが示された。展示の対象あるいは観覧する側がどのように受け止めるかを配慮する必要がある。その際、博物館の使命や方針と照らし合わせた上で、博物館として妥当な取扱い方法を決める必要がある。

また、学術上、定説が確立されてないことがら、定説に疑念が呈されている問題については、行動規範6「調査研究」にも関わる。この規範に基づき、定説が確立していない場合は、複数の見解があることを紹介する、未確定な部分を明示するなど公正な対応が求められる。

内容の正当性や質の保証についても懸念が示された(6件)。調査研究に裏打ちされた公正な対応が望まれるのは同様である。

●保存と活用のバランス

この問題についての懸念も少なくない(9件)。保存と活用の両立は、博物館が宿命としてかかえるジレンマである。展示を優先させ、保存を疎かにすることは、行動規範5「収集・保存」に反することになる。博物館は、現在の利用者だけでなく、未来の利用者に対する責務を有している。このことは設置者等の関係者、博物館の学芸職・事務職を問わず、博物館に携わる者の基本的な行動規範として十分に理解する必要がある。目先の利益を追求し、永きにわたる責務を放棄することは許されない。

行動規範8. 研鑽

博物館に携わる者は、教育・研修等を通じて、**専門的な知識や能力、技術の向上**に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を**関係者と共有**し、相互に評価して博物館活動を高めて行く。

《キーワード》専門的な知識・能力・技術の向上／関係者と共有

前提となる認識：博物館は、学芸員をはじめ各部門に専門的知識を有するプロフェッショナルを必要とする。博物館の原則8に掲げたように、博物館は、その活動の充実発展のため、専門的力量的向上に努める。

解説

専門的な知識や能力、技術の向上

博物館職員は、利用者・市民、そして設置者から専門的な業務を託されている。その付託に応えるために日々研鑽し、知識や能力の維持向上に努め、業務の遂行に最善を尽くすことは、博物館職員の責務である。また、職員の自己研鑽を組織として推奨し、支援するのは設置者及び経営者の責務である。

《参照》

●文化財の保存にたずさわる人のための行動規範(文化財保存修復学会行動規範) 「5. 自己の研鑽 文化財保存修復学会会員は、学会活動や教育・研修などの機会を通じて、自らの専門的知識、能力、技術の維持向上に努めるとともに、その遂行において最善を尽くす。」

●図書館員の倫理綱領(日本図書館協会) 「第6 図書館員は、個人的、集团的に、不断の研修に努める。／図書館員が専門性の要求を満たすためには、(1)利用者を知り、(2)資料を知り、(3)利用者と資料を結びつけるための資料の適切な組織化と提供の知識・技術を究明しなければならない。そのためには、個人的、集团的に日常不断の研修が必要であり、これらの研修の成果が、図書館活動全体を進展させる専門知識として集積されていくのである。その意味で、研修は、図書館員の義務であり権利である。従って、図書館員は、自主的研修に励むとともに研修条件の改善に努力し、制度としての研修を確立するよう

努めるべきである。」

●アーキビストの倫理綱領(国際公文書館評議会 ICA)
「9、アーキビストは、文書館学に関する知識を体系的・継続的に更新することにより、専門領域についての熟練を追求し、その研究と経験の結果を実際に還元するよう努めなければならない。」

●科学者の行動規範(日本学会会議) 「(自己の研鑽)
3 科学者は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。」

関係者と共有

自らの研鑽の結果を他者と共有して、相互に成長しようという姿勢は、博物館のような多様な人々がかかわりあう場に不可欠である。

行動規範9. 発信・連携

博物館に携わる者は、**人々や地域社会に働きかけ**、他の機関等と**対話・連携**して、**博物館の総合力**を高める。

《キーワード》**人々や地域社会／働きかけ／対話・連携／博物館の総合力**

前提となる認識:博物館の原則9に掲げたように、「関連機関や地域と連携協力して博物館の総合的な力を高める」ためには、博物館から積極的に人々や地域にメッセージを発信することが重要である。

解説

人々や地域社会

近年、博物館では、ボランティア活動や友の会等の活動が活発になっている。人々が積極的に博物館の運営に携わる機会が増えている。また、博物館協議会等を通じ、運営に関わることもある。このように協働し参画する機会を通じて、博物館は、人々や地域との絆を深めることができる。博物館を「自らのもの」という意識をもつ「当事者」を増やし、このような人々が活躍する舞台となる。

人々や地域社会との連携を進めるには、博物館の運営状況を提供することが前提となる。年報等の内容を充実

させ、活動報告をインターネット等を用いて積極的に公開することが求められる。

働きかけ

博物館活動は、博物館からの一方的な働きかけに止まらない。使命を達成するために行われる博物館活動は、博物館に携わる者と利用者や参画する人々との「相互の働きかけ」によって成り立つ。その原点は、博物館に携わる者が「博物館とは何か」を自らに問いかけ、その答えをメッセージとして社会に発信していくことである。そこから新たな対話が始まり、博物館は、人々の参画を得て、博物館同士、関係施設や地域との連携協力によって博物館の有する力を最大限に発揮する。

「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」(1960年、第11回ユネスコ総会採択)においては、観覧者に対する積極的な広報に言及するとともに、地域社会における博物館の地位と役割について「博物館は、地域社会の知的、文化的生活に貢献すべく、地域社会は、これに対し博物館の活動と発展に参画する機会が与えられるべきである。」と述べているなど、相互の関係の構築を推奨している。

博物館の意義について最も真剣に考え、内容に精通しているのは博物館に携わる者である。対話は、メッセージの発信から始まるが、第一歩は博物館からの働きかけである。ICOM倫理規程の基本原則8においては、基準や法の遵守に加えて「博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的及び抱負について、公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。」としている。

対話・連携

日本博物館協会は、平成13年に、これからの博物館活動の指針として「対話と連携の博物館」を提唱した。博物館は、様々な対話を重ねることで多様な連携を行い、博物館の総合力を高めていくという考え方である。この原則を、「市民と共に歩む21世紀の新時代博物館へのパスポート」としている。

《参照》

●対話と連携の博物館の原則(「対話と連携の博物館」日本博物館協会、平成13年)

対話

1. 博物館は博物館活動の全行程を通じて対話する。
－収集保管・調査研究から新展示・慰楽まで－
2. 博物館は利用者、潜在利用者の全ての人々と対話する。
－面談からインターネットの双方向交流まで－
3. 博物館は年齢、性別、学歴、国籍の違いと、障害の有無を超えて対話する。
－施設・情報をすべての人に利用可能にする－
4. 博物館は時間と空間を超えて対話する。
－博物館のIT革命を推進する－

連携

1. 博物館は規模別、館種別、設置者別、地域の相違を超えて連携する。
－相互理解が連携の道を拓く－
2. 博物館は学校、大学、研究所等と連携する。
－博物館活動の科学的基盤を整備する－
3. 博物館は家庭、行政、民間団体、企業等、地域社会と連携する。
－市民参画が新しい地域文化を創造する－
4. 博物館はアジア、太平洋地域及び世界の博物館・博物館関係諸機関と連携する。
－地域連携から国際連携－
また、情報社会における博物館の位置づけも変化しており、博物館や図書館、文書館等の文化情報資源を蓄積し公開する機関同士の連携(いわゆるMLA連携)も今後の選択肢のひとつとなる。その際、関係機関の倫理や行動規範を理解しておくことは重要である。また、博物館活動にかかわる知識・能力・技術の維持向上には、MLA連携も視野に入れて考えていくべき時代となった。

博物館の総合力

博物館が、単独で、あるいは博物館職員だけで博物館活動を行うことには限界がある。多様な連携協力によって、この限界を乗り越えて、博物館の持つ力を最大限に発揮して活動の幅を広げることができる。博物館は様々な力を秘めている。蓄積した資料と情報を次代に継承するといった時間と空間を超えた責務の他に、同時代の人々と地域にも貢献できる。学校教育をはじめ生涯にわたって学び続けることを支援できる。観光によるにぎわい作り、あるいは医療や福祉などにも役立つことがある。これらの力の総体が博物館の総合力であり、これを発揮することは、成熟社会に入る我が国にとって意義がある。

行動規範10. 自律

博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動する。**関連法規を理解し、遵守**するとともに、**ICOM(国際博物館会議)の倫理規程**や関連する学問分野の倫理や規範を尊重する。**予期しない事態**についても、自らの規範に照らして真摯に検討し関係者とともに解決を図る。

《キーワード》**関連法規／理解し、遵守／ICOM(国際博物館会議)の倫理規程／予期しない事態**

前提となる認識:博物館の原則10に掲げたように、博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

解説

関連法規

博物館の関連法規には、博物館法、文化財保護法、動物の愛護及び管理に関する法律、著作権法等がある。館種の違いに応じて該当する法規を把握する必要がある。国際法規についてICOM倫理規程では、以下のように例示している。

7.2 国際法 「博物館の方針は、ICOM倫理規程の解釈において基準とされる、以下の国際法を認めるべきである。」

- 武力衝突時の文化財保護のためのユネスコ条約(ハーグ条約、1954年第一議定書及び1999年第二議定書)
- 文化財の不法な輸入、輸出および所有権の譲渡を禁止し防止する手段に関するユネスコ条約(1970年)
- 危機に瀕している野生動植物の種の国際交易に関する条約(1973年)
- 生物学的多様性に関する国連条約(1992年)
- 窃盗および不法輸出された文化的資源に関するユニドロフ条約(1995年)
- 水中文化遺産の保護に関するユネスコ条約(2001年)
- 無形文化遺産の保護に関するユネスコ条約(2003年)

理解し、遵守

ICOM倫理規程をはじめ関連分野や科学者一般の行動規範においても、法令・倫理の遵守は強調されている。また、設置者・経営者は、博物館の関係者に法令や規範に反するような行動を強いてはならない、とされている。

【参照】

●ICOM倫理規程 1.16倫理的矛盾 「管理機関は、本倫理規程または国の法律もしくは専門職に関する倫理規程の諸条項と矛盾すると考えられる行為を、一切、博物館職員に要求してはならない。」

●ICOM倫理規程 基本原則7 「博物館は、国際的、地域的、国の、もしくは地方の法律と条約による拘束に完全に従わなければならない。さらに、管理機関は、博物館のあらゆる側面、その収蔵品及び事業に関連する法的な拘束力のある負託や条件に従うべきである。」

●ICOM倫理規程 7.1国及び地方の法規 「博物館の事業に影響を与えるので、博物館は、すべて国と地方の法律に従い、他の国の法規を尊重すべきである。」

●文化財の保存にたずさわる人のための行動規範(文化財保存修復学会行動規範) 「9. 法令の遵守 文化財保存修復学会会員は、調査・研究、公開、保存・修復処置にあたっては、関係する法令や関係規則を遵守する。また、他者の知的成果、知的財産権を尊重し、これを侵害しない。」

●文化財の保存にたずさわる人のための行動規範(文化財保存修復学会行動規範) 「10. 行動規範の遵守 文化財保存修復学会会員は、この行動規範を遵守し、他の会員にもそれを促す。」

●科学者の行動規範(日本学会議) 「(法令の遵守) 7 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。」

ICOMの倫理規程

ICOM倫理規程では、博物館の専門職員が守るべき倫理的な事項を次のように示している。

原則8「博物館の専門職員は、受け入れられた基準と法を守り、彼らの職業の尊厳と名誉を維持するべきである。彼らは違法もしくは反倫理的な専門的行為から公衆を守るべきである。博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的及び抱負について、公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。」

「専門職的行動」として、特に以下のような事項について言及している。

8.1 専門職員による関連法規の熟知

8.2 専門職員による博物館の方針と手続きの遵守と倫理

遵守のための異議申し立て

8.3 専門職員による倫理的原則に基づく同僚及び博物館への忠誠

8.4 専門職員による収蔵品情報の調査、保存、活用の促進

8.5 専門職員による不法な市場への関与の禁止

8.6 専門職員の秘密保持

8.7 博物館と収蔵品の警備と所在の秘密保持

8.8 秘密保持の義務の例外

8.9 専門職員の個人の独自性の尊重及び所属機関の信頼保持

8.10 専門職員による高水準のサービス提供

8.11 専門的相談の義務

また「利害の衝突」として以下のことを禁止事項として挙げている。

8.12 贈答、援助、貸与もしくはその他の個人的便宜の禁止

8.13 外部の雇用の権利と制限

8.14 専門職員の自然・文化遺産の取引の禁止

8.15 専門職員の業者からの収賄の禁止及び業者の推薦の禁止

8.16 個人的収集活動と所属先の競合の禁止

8.18 博物館の利益の優先

予期しない事態

法令や倫理を紐解き、その内容を理解することは重要である。しかしながら、博物館の現場で起こるのは予期しない問題であることが多く、法令や倫理を読み込むだけでは解決しないこともある。また、複数の倫理のうち何を優先して考えるべきかすぐに判断がつかない場合もある。

その際に求められるのは、行動規範や他の倫理規程に照らしながら関係者が真摯に検討し、最も適切な対応を選び取り、問題を解決してゆくことである。行動規範や倫理規程は、このような問題可決のための指針となるものである。ここに込められた精神や姿勢を汲み取って、一つ一つの博物館現場で用いられてはじめて行動規範や倫理というものが意味を持つことになる。

「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」補足解説

●「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」の成り立ち

今回、日本博物館協会が制定した「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」は、平成23年3月に刊行された『博物館倫理規程に関する調査研究報告書』(平成22年度文部科学省委託事業「生涯学習施策に関する調査研究」財団法人日本博物館協会)に示された内容に準拠している。さらに、その基礎となる考え方は、ICOM(国際博物館会議)をはじめとする諸外国の倫理規程の原則を参照しつつ、当協会刊行の『「対話と連携の博物館」ー理解への対話・行動への連携ー【市民とともに創る新時代博物館】』(平成12年)、『博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館』(平成15年)を踏襲して構成されている。

また、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」は、平成23年12月に文部科学省が全面的に改正を行った。博物館の組織基準ともいえる「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」と一対をなすべき性格を持ち、両者を有効に活用することで、博物館の在るべき姿の実現に、より実態的な効果が期待される。

●位置付け

「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」は、これらだけで完結するのではなく、法規や既存の倫理規程、その他の実務基準とつなぐ役割をもっている。

博物館で実際に問題が生じた場合、今回示した原則や行動規範に解決方法が示されているわけではない。その問題の性質やその館の方針や置かれた状況によって解決方法は異なる。原則や行動規範、関連する諸規定・諸基準を参照しつつ、関係する当事者が対話することによって妥当な解決方法が見出される。原則や行動規範は、問題の解決を促す手がかりとなるものである。

このような意味から「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」は、「参照軸」といった特色を持ち、問題が生じたときに参照する指針であり、問題解決への入り口となる。

●対象

「博物館の原則」でいう「博物館」は、館種、設置者によ

らず、広く国内で博物館活動を行なう施設を対象としている。

また、「博物館関係者の行動規範」でいう「博物館関係者」は、博物館に携わるすべての組織、その構成員を表す。設置者及び経営者、職員は、行動規範を遵守する必要がある。設置者、経営者、職員とは具体的には以下のよう

【設置者】

- ・国立館：所管省庁の責任者・担当者、独立行政法人の理事・評議員
- ・公立館：所管部署の責任者・担当者
- ・公益法人が設置する館：理事・評議員
- ・株式会社等が設置する館：所管部署の責任者・担当者
- ・個人立館：設置者

【経営者】

- ・理事長・館長を始めとする経営に責任を持つ幹部

【職員】

- ・学芸系職員…学芸員、研究員、飼育員等の呼称を問わず学芸業務に従事する専門職
- ・管理系職員…庶務、経理等の管理業務に従事する職員
- ・技術系職員…施設管理等を担当する職員
- ・サービス系職員…受付、ショップ、飲食施設等のサービスに従事するスタッフ

※これらの職員には、指定管理者を含み常勤、非常勤、契約職員、人材派遣、アルバイト等の雇用形態は問わない。

また、以下に示すその他の博物館に携わる者は、少なくともこの行動規範を知り、その内容を理解することが期待される。博物館への関与の仕方によっては、この行動規範を遵守することが求められる。

【その他の従事者・関係者】

- ・ボランティア…博物館活動を無償で支援するスタッフ及びその団体
- ・インターン…実務経験を積むために博物館活動に従事する大学生・大学院生等
- ・友の会…会員及びその組織
- ・協力者…諮問機関の委員、共催先の団体・担当者、協力関係にある団体・構成員等
- ・支援者…寄贈者、協賛先等
- ・学芸員養成の大学…学芸員資格に係る科目を担当す

る教員等
・関連団体等…(財)日本博物館協会、館種別団体、学
会等の会員

●「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」の関 連性

「博物館の原則」は、博物館に携わる者を対象とする「博
物館関係者の行動規範」を理解する前提として、博物館と
いう機関の存在意義やなすべき取組みを示したものであ
り、10項目の原則は、それぞれが行動規範に掲げられた
同じ番号の項目と関連性を持って構成されている。

《博物館の原則》

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従
い、活動する。

(博物館に携わる者の基本的な心構え、博物館に携わる
目的、資料と資料にかかわる人への態度)

1(貢献) 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教
育普及を通じ、人類と社会に貢献する。

2(尊重) 博物館は、人類共通の財産である資料及び資
料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。

(博物館関係者が為すべき取組み内容)

3(設置) 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人
的、物的、財源的な基盤を確保する。

4(経営) 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活
動し、成果を評価し改善を図る。

5(収集・保存) 博物館は、体系的にコレクションを形成
し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。

6(調査・研究) 博物館は、調査研究に裏付けられた活動
によって、社会から信頼を得る。

7(展示・教育) 博物館は、展示や教育普及を通じ、新た
な価値を創造する。

(博物館に携わる者の取組み姿勢、携わり方)

8(研鑽) 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門
の力量の向上に努める。

9(発信・連携) 博物館は、関連機関や地域と連携・協力し
て、総合的な力を高める。

10(自律) 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解
し、遵守する。

ICOM職業倫理規程

国際博物館会議 2004年改訂版

日本語版作成:ICOM日本委員会

(注) 転載にあたりICOM日本委員会による冊子と記載
順序を多少変更した。ICOM公式ホームページで配布さ
れた英語版冊子PDFにならい、「まえがき」を割愛して
「用語解説」を末尾に移動し、紙幅の都合で「目次」を省
略した。なお、日本語版では「イコム」とカタカナ表記さ
れていたのを「ICOM」に改めた。

前説

ICOM職業倫理規程の地位

ICOM職業倫理規程は国際博物館会議が制作したもの
である。これはICOMの規約の中に言及される博物館の
ための倫理の声明である。この「倫理規程」は、国際的な
博物館共同体で一般に受け入れられている基本理念を
反映している。ICOMの会員であることおよびICOMへの
年会費の納入はこの「倫理規程」の肯定を意味する。

博物館のための最低基準

この「規程」は博物館のための最低基準を提示したもの
である。望ましい職業的実践のガイドラインに裏付けられ
た一連の基本理念として表されている。国によっては、最
低基準が法律、または国の規則で規程されている場合が
ある。また、最低基準に関する指導または評価が「認可」、
「登録」もしくは類似の評価的措置の形で行われる国もあ
る。こうした基準が国内で規定されていない場合には、
ICOM事務局、ICOM国内委員会、または適切なICOM国
際委員会を通じて指導を受けることができる。また、個々
の国と博物館と関連する専門的な事柄に関する組織もこ
の「規程」を追加の規程を作るうえで基本とすることも意
図されている。

ICOM職業倫理規程の翻訳

ICOM職業倫理規程は英語、フランス語、スペイン語の3ヶ

国語で出版されている。ICOMはそのほかの言語に「規
程」を翻訳することを歓迎する。ただし、翻訳は少なくとも
その言語が通常第一言語として話されている国の、ひとつ
の国内委員会によって裏書された場合のみ「公式」とみな
される。一カ国以上で話される言語はそれらの国の国内
委員会にも相談することが望ましい。公式の翻訳を提供
するに当たっては、語学および職業的な専門性を要する
ことに注意が払われなければならない。翻訳に使用した
言語版と関与した国内委員会の名前を示すこと。これら
の条件は、この「規程」もしくはその一部の、教育的仕事も
しくは研究目的の翻訳を制限するものではない。

1. 博物館は人類の自然・文化遺産のさまざまな側面を保 存し、解釈し、促進する

基本原則:博物館は有形、無形の自然および文化遺産に
対する責任がある。管理機関および博物館の戦略的な指
示と監督に係る者はこの遺産を保護し、助長する主たる
責務を負う。それと同時に、人的、物的、金銭的資源を活
用できるようにする責務を負う。

施設の地位

1.1●権能を付与する文書

管理機関は、博物館がその法的地位、使命、永続性、非営
利的性格を明確に述べた、国の法に従った、文書化され
公表された規則、規約あるいはその他の公文書を持つこ
とを保証しなければならない。

1.2●使命、目標、方針の声明

管理機関は、博物館の使命、目標および方針ならびに当
該管理機関の役割および構成を明確に記した声明を作
成し、公表し、従うべきである。

物的資源

1.3●土地建物

管理機関は、博物館がその使命に規定された基本的な

機能を果たすためにふさわしい環境を備えた十分な土
地建物を保証するべきである。

1.4●アクセス

管理機関は、博物館とその収蔵品が適切な時間帯に一
定の期間すべての人に公開されることを保証すべきであ
る。特殊なニーズを持った人々には特別の配慮がされな
ければならない。

1.5●健康と安全

管理機関は、施設の健康、安全および利用可能性に関す
る基準が職員と来館者に適用されるよう保証するべきで
ある。

1.6●災害に対する保護

管理機関は、公衆および職員、収蔵品とその他の資源を
自然および人為的な災害から保護するための方針を立
て、それを維持するべきである。

1.7●警備の条件

管理機関は、収蔵品を展示、展覧会、作業または収蔵区
域および輸送時における盗難または破損から守るため
に適切な警備を保証するべきである。

1.8●保険および補償

商業的な保険が収蔵品に利用される場合、管理機関は、
その適用範囲が十分で、輸送中または貸与の物および現
在博物館が責任を負うべき他のものを含むことを保証す
るべきである。補償制度が使用される場合、博物館の所
有でない資料が十分に包含されている必要がある。

財源

1.9●資金の確保

管理機関は、博物館の活動を実施し、発展させるために
十分な資金を確保するべきである。すべての財源は専門
的に説明できるようにすべきである。

1.10●収益の方針

管理機関は、その活動により生じる、もしくは外部の財源
から受け取る収入の出所に関して書かれた方針を持つべ
きである。資金の出所別にかかわらず、博物館は行事、展
覧会および諸活動の内容と廉直性を維持するべきであ
る。収益活動は施設およびその公衆の水準を危うくする
ものであってはならない。(6.6を参照)

人員

1.11●雇用の方針

管理機関は、人事に関するすべての措置が博物館の方針および適性かつ適法な手続きにしたがってとられるように保証するべきである。

1.12●館長もしくは首長の任命

博物館の館長もしくは首長は重要な職であり、任命に際して管理機関は、その職責を効果的に果たすために必要な知識および技能に配慮すべきである。これらの資格には、倫理行動の高い基準に加えて十分な知的能力と専門的な知識が含まれるべきである。

1.13●管理機関へのアクセス

博物館の館長もしくは首長は、関連管理機関に直接の責任を負い、直接アクセスができなくてはならない。

1.14●博物館職員の有資格性

すべての責任を果たすのに必要な専門知識を有する、資格を持った職員を雇用することが必要である。(2.19、2.24、8章も参照のこと)

1.15●職員の訓練

有効な労働力を維持するためにすべての博物館職員の継続的教育と専門的発達のための十分な機会が用意されるべきである。

1.16●倫理的矛盾

管理機関は、本「職業倫理規定」または国の法律もしくは専門職に関する倫理規定の諸条項と矛盾すると考えられる行為を一切、博物館職員に要求してはならない。

1.17●博物館職員とボランティア

管理機関は、博物館の専門職員とボランティアの間に前向きな関係を促進するような、ボランティアの活動に関する書かれた方針を持つべきである。

1.18●ボランティアと倫理

管理機関は、ボランティアが博物館および個人的な活動を行うとき、ICOMの職業倫理規程および他の適用される規定や法に精通していることを保証すべきである。

2. コレクションを負託を受けて有する博物館は、社会の利益と発展のためにそれらを保管するものである。

基本原則：博物館は、自然、文化、学術遺産の保護への貢献として、その収蔵品の収集、保存、向上をおこなう義務がある。彼らの収蔵品は有意義な公的遺産であり、法に

おいて特別な地位を占め、国際的な規約によって保護されている。この公的負託には、正当な所有権、永続性、文書化、アクセシビリティおよび信頼できる処分を含む管理の観念が内包されている。

収蔵品の取得

2.1●収蔵品に関する方針

各博物館の管理機関は、収蔵品の取得、保持、利用に関する文書化された収蔵品の方針を採択し、公表すべきである。方針は、カタログ化、保存、展示されない資料の位置を明確にすべきである。(2.7と2.8を参照のこと)

2.2●有効な所有権

取得しようとする博物館が有効な権利を保有できることを納得しない限り、品物あるいは資料を購入、寄贈、貸与、遺贈または交換によって取得するべきでない。ある国における法にかかった所有権が、必ずしも有効な権利とはかぎらない。

2.3●資料の由来と正当な注意義務

購入、寄贈、貸与、遺贈、もしくは交換の申し入れがあった資料もしくは標本は、すべて取得の前に、その原産国もしくは適法に所有されていた中継国(博物館の自国も含む)から違法に取得もしくは輸入されたものでないことを確認するためにあらゆる努力を払うべきである。これに関して、正当な注意義務を払ってその物件の発見もしくは制作以来の由来を明らかにするべきである。

2.4●無認可のもしくは非学術的なフィールドワークによる資料と標本

博物館は、それが取得された際に記念物、考古学的あるいは地学的要地もしくは種および自然生息地に対する無認可の、または非学術的な、もしくは意図的な破壊または損傷が伴っていたと確信するに足る合理的な要因がある場合は、かかる資料を取得してはならない。同様に、発見されたものが土地の所有者もしくは占有者、または、適当な法的もしくは行政上の責任機関に通知されていない場合、その取得は行われてはならない。

2.5●文化的に慎重さを要する資料

遺骸および神聖な意義を持つ資料は、安全に所蔵されかつ敬意のこもった保管が可能な場合のみ取得されるべきである。これは専門職業上の基準に則り、かつ知られて

いる場合にはそれらのものの由来する地域社会あるいは、民族的もしくは宗教的団体の構成員の利益と信仰に矛盾しない方法で達成されなければならない(3.7および4.3も参照のこと)。

2.7●保護された生物学的もしくは地学的資料

博物館は、地方、国、地域の、もしくは国際的な野生生物保護または自然史保存に関する法あるいは条約に違反して、収集、販売、もしくはそのほかの方法で移転された生物学的もしくは地学的資料を取得するべきではない。

2.7●生きている収蔵品

収蔵品が生きている植物または動物標本を含むときはそれらが由来する自然的および社会的環境、および地方、国、地域の、もしくは国際的な野生生物保護または自然史保存に関する法あるいは条約に特別の配慮をするべきである。

2.8●作業用収蔵品

収蔵品に関する方針は、品物自体よりも文化的、学術的もしくは技術的な過程の保存のほうに力点が置かれているような、あるいは品物や標本が通常の取り扱いおよび教育の目的で集められるような、あるタイプの作業用収蔵品について特別な配慮を含むことができる。

2.9●収蔵品に関する方針の枠外の取得

博物館の収蔵品に関する公にされた方針の枠外で、資料もしくは標本を取得することは、例外的な状況においてのみなされるべきである。管理機関は、知ることができる専門的な意見および関心をもつすべての関係者の見解を考慮すべきである。考慮には、その文化もしくは自然遺産に関する状況およびそのような資料を収集している他の博物館の特別の関心が含まれる。そのような場合にも、正当な権利を伴わない資料もしくは標本を取得すべきではない。

2.10●管理機関の構成員もしくは博物館職員による取得

販売であれ、寄贈であれ、または税金免除を伴う寄贈としてであれ、管理機関の構成員もしくは博物館職員あるいはその家族およびこれらの人々と親しい人々からの資料の取得の際には、特別の注意が要求される。

2.11●最後の手段の保管所

この倫理規程のどの部分も、博物館が適法な責任を有する領域からの、由来不明の、不法に収集もしくは取得された標本もしくは資料のための承認された保管場所となることを妨げるべきではない。

収蔵品の除去

2.12●処分に関する法的もしくはその他の権限

博物館に処分を許可する法的権限がある場合、もしくは博物館が処分を条件に資料を取得した場合にも、法的もしくはその他の要件および手順は完全に遵守しなければならない。最初の取得が義務的もしくはその他の制限を伴ったものである場合、そのような制限の遵守が不可能または博物館にとって大きな損害であること、そして、もし適切と認められる場合には、法的救済措置がとられていることを明確に示すことができない限り、これらの条件は遵守しなければならない。

2.13●博物館の収蔵品からの除去

博物館の収蔵品から資料もしくは標本を除去することは、その資料の意義、性格(更新できる場合でもできない場合も)、法的な位置、およびそのような行為から生じ得る公衆の信頼の損失を十分理解した上でのみ行われるべきである。

2.14●放出に対する責任

放出の決定は、博物館の館長および当該収蔵品の担当学芸員と共同で行動する管理機関の責任である。作業用収蔵品には特別の措置が適用される(2.7 および 2.8 参照)。

2.15●収蔵品から除去された資料の処分

各博物館は、寄贈、移管、交換、売却、返還、もしくは破壊による資料の収蔵品からの永久的な除去をおこなうための公認された方法を規定し、また受け取る施設への制限されない権利の譲渡を容認する方針を持たねばならない。すべての除去の決定、当該資料およびその処分について完全な記録を保存しなければならない。放出品は優先的に他の博物館に提供するべきであるとの強い仮定がある。

2.16●収蔵品の処分からの収入

博物館の収蔵品は公衆からの預託物であり、換金できる財産として扱うべきではない。博物館の収蔵品からの資料および標本の放出と処分から受けた金銭もしくは報酬は、収蔵品のためのみ、および通常はその収蔵品への収集のためのみに用いなければならない。

2.17●放出された収蔵品の購入

博物館職員、管理機関、または、その家族もしくは親しい人々に対しては、彼らに責任がある収蔵品から放出され

た資料の購入を許可するべきでない。

収蔵品の管理

2.18●収蔵品の永続性

博物館は、その収蔵品(永久的なものも一時的なものも)および適切に記録された関連の情報が、現在において使用でき、また現在の知識および資源に配慮しながら、できる限り良好かつ安全な状態で将来の世代に伝えることを保証する方針を決め、適用しなくてはならない。

2.19●収蔵品の責任の委任

収蔵品の保護に関する専門的な責任は、適切な知識と技術を持った人々もしくは十分な監督下にある人々に任せられるべきである(8.11も参照のこと)。

2.20●収蔵品の文書化

博物館の収蔵品は、容認された専門的な基準にしたがって文書化されなければならない。この文書化は、一点ごとの完全な同一性確認と特徴の説明、関係、由来、状態、処理と現在ある場所を含まなければならない。そのようなデータは、安全な環境で保管され、博物館の職員やその他の正当な利用者が情報を得るためのデータの取り出しシステムが備わっていないとてはならない。

2.21●災害からの保護

武力抗争およびその他の人為的また自然災害時における収蔵品の保護の方針の作成について、細やかな注意が払わなければならない。

2.22●収蔵品と関連のデータの安全

収蔵品のデータが一般に公開されるとき、博物館は、慎重さを必要とする個人的なまたは関連の情報および秘密事項を開示することを避けるための制御を行わねばならない。

2.23●環境保存計画

環境保存計画は、博物館の方針と収蔵品の保護の重要な要素である。収蔵庫にあるとき、展示中、もしくは輸送中であるときも、収蔵品の保護的環境を作り出し、これを維持することは博物館の専門職員の重要な責任である。

2.24●収蔵品の保存と修復

博物館は、資料もしくは標本が保存・修復の処置と資格のある保存技術者・修復者の仕事を必要とする時を決定するために、収蔵品の状態を注意深く監視しなければならない。主な目的は、資料または標本の状態の安定化で

あるべきである。保存の手順は、すべて文書化され、またできるだけ可逆的であるべきであり、すべての変更箇所は、資料および標本の原品の部分と明確に識別可能にするべきである。

2.25●生きた動物の厚生

生きた動物を飼育している博物館は、それらの健康と福祉に関するすべての責任を負うべきである。博物館は、獣医学の専門家によって承認された、職員、来館者、および動物の保護のための安全規程を作り履行しなければならない。遺伝子的改変は明確に識別できるようにすべきである。

2.26●博物館の収蔵品の個人的使用

博物館の職員、管理機関、彼らの家族、近い人々等に、博物館の収蔵品を一時的であっても個人的な目的での収用を許可してはならない。

3. 博物館は知識を確立し深めるための主要な証拠を持つ

基本原則:博物館は、収集し所蔵している主要な証拠の保管、利用可能性、解釈に関して、すべての人に対して特別な責任がある。

主要な証拠

3.1●主要な証拠としての収蔵品

博物館の収蔵品の方針は、主要な証拠としての収蔵品の意義を明確に示さねばならない。方針は、これが現在の知的な流行もしくは博物館の使用に支配されていないことを証明すべきである。

3.2●収蔵品の利用可能性

博物館は、秘密と安全の理由から生じる制限に配慮しつつ、収蔵品および関連するすべての情報ができる限り自由に利用できるようにする特別な責任がある。

博物館の収集と研究

3.3●現地の収集

現地の収集をおこなっている博物館は、学問的な規程、適用のある国法および国際法ならびに条約上の義務に

一致する方針を作るべきである。フィールドワークは、地域社会の意見、彼らの環境資源および文化実践ならびに文化・自然遺産を高める努力に対する敬意と配慮をもってのみおこなわなければならない。

3.4●主要な証拠の例外的な収集

非常に例外的なケースでは、由来の不明の資料が、本質的に知識の増進に著しく貢献するものであり、その資料を保存することが公的利益に叶うことがある。そのような資料の博物館の収蔵品への受け入れは、関連の学問分野の専門家の決定に従うべきであり、その国に対するもしくは国際的な偏見があってはならない。

3.5●研究

博物館職員による研究は、博物館の使命と目標に関連し、確立した法的、倫理的、学問的な慣行に合致するものでなければならない。

3.6 破壊的分析

破壊的分析の手法が行われるときは、分析された資料、分析の結果、出版物を含むそこから生じた研究の完全な記録がその資料の永久的な記録の一部となるべきである。

3.7●遺骸および神聖な意味のある資料

遺骸および神聖な意味のある資料についての研究は、専門的な基準に従った方法で、知られている場合はそれらの資料が由来する地域社会、民族もしくは宗教団体の利益と信仰を考慮に入れつつ行われなければならない(2.5、4.3も参照のこと)。

3.8●研究資料に対する権利の保有

博物館職員が発表のための資料、現地調査の記録のための資料を作成するとき、その資料に対するあらゆる権利に関して、それを支援する博物館の間で明確な取り決めなくてはならない。

3.9●共有される専門知識

博物館専門職員には、その知識および経験を同僚のほか、関連分野の学者、学生と共有する義務がある。博物館専門職員は、自分が教えた人々を尊敬し認めるべきであり、他の人々に役立つ可能性のある技術および経験における進歩を提供するべきである。

3.10●博物館および他の施設間での協力

博物館職員は、類似の関心を持ち、収集活動を行う施設間の協力および協議の必要性を認め、これを支持すべきである。このことは、研究を通じて重要な収蔵品が生み出されてもそれらの長期の安全が確保できない、高

等教育機関およびある種の公共施設について特に言えることである。

4. 博物館は自然および文化遺産を鑑賞し、理解し、それを促進する機会を提供する

基本原則:博物館には、その教育的役割を開発し、博物館が対象とする地域社会、地方もしくは団体から幅広い来館者をひきつけるという重要な義務がある。

陳列と展覧会

4.1●陳列、展覧会および特別な活動

陳列や展覧会は、それが物質的なものであれ電子的なものであれ、博物館の明確な使命、方針および目的にしたがって行われるべきである。博物館は、収蔵品の質や適切な保管と保存について妥協するべきでない。

4.2●展示物の解釈

博物館は、陳列や展覧会において提示する情報には十分な根拠があり、正確であり、それが象徴する団体や信仰に対して適切な配慮がなされていることを保証すべきである。

4.3●慎重さを要する資料の展示

遺骸および神聖な意味のある資料は、専門的な基準に従った方法で、知られている場合はそれらの資料が由来する地域社会、民族もしくは宗教団体の利益と信仰を考慮に入れつつ陳列されなければならない。それらは、すべての人々が持つ人間の尊厳の気持ちに対する深い察知と尊敬をこめて展示されなければならない。

4.4●公開陳列からの撤去

遺骸および神聖な意味のある資料を公開陳列から撤去するよう、それらの資料が由来する地域社会から要求されたときは、尊敬と感性を持って迅速に応じなければならない。そのような資料の返還の要求にもまた同様に応じなければならない。博物館の方針は、そのような要求に応えるための手続きを明確に示さなければならない。

4.5●由来不明の資料の陳列

博物館は、出所の疑わしい、もしくは由来の不明な資料を陳列もしくは他の方法で使用することを避けるべきであ

る。博物館はそのような陳列や使用が文化財の違法取引の容認および助長的行為とみなされる可能性があることを承知しておくべきである。

他の資源

4.6●公表

博物館によって公表された情報は、それがいかなる方法をとったものでも、十分な根拠があり、正確で、学問上の規律、社会もしくは表された信仰に対して責任のある配慮がなされているべきである。博物館の情報の公表は、博物館の水準を損なうものであってはならない。

4.7●複製

博物館は、収蔵品の模造、複製、複写を作成するとき原品の完全な形を尊重するべきである。それらの複製品は永久的に模造品であることを明示するべきである。

5. 博物館の資源は、他の公的サービスや利益のための機会を提供する

基本原則：博物館は、博物館内よりはるかに広い場での適用力を持つ多様な専門性、技能および物質的資源を使用する。このことは、博物館活動の延長として、共有される資源もしくはサービスの供給につながりうる。それらは、博物館の明確な使命を損なうことのない方法で計画されるべきである。

鑑定サービス

5.1●違法もしくは不法に取得された資料の鑑定

博物館が鑑定のサービスをおこなうとき、そのような活動から直接的であれ間接的であれ利益を得ているとみなされるような行動をとるべきではない。違法もしくは不法に取得、譲渡、輸入もしくは輸出されたと信じられる、または疑われる資料の鑑定や真正の認定は、適切な機関に通知される以前に公表するべきではない。

5.2●真正の認定と評価(価値の判定)

博物館の収蔵品に保険をかける目的で評価する場合がある。それ以外の資料の金銭的な価値に関する意見は、

他の博物館もしくは権限を持つ法的、行政的もしくは責任のある公的機関からの正式な要請によってのみ述べられるべきである。しかし、博物館が受益者である場合、資料もしくは標本の評価は第三者の姿勢で行わなければならない。

6. 所蔵品が由来する、もしくは博物館が奉仕する地域社会との密接な協力のもとに行う博物館の業務

基本原則：博物館の収蔵品は、それらが由来する地域社会の文化的小および自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それらは、国の、地域の、地方の、民族的、宗教的もしくは政治的独自性との強い類縁性を含みうる、通常の属性を超えた性格を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に答えられなければならない。

収蔵品の起源

6.1●協力

博物館は、原産地である国もしくは地域社会の博物館および文化機関と知識、文書および収蔵品の共有を促進するべきである。遺産の重要な部分を失った国もしくは地域の博物館とのパートナーシップを築く可能性が探られるべきである。

6.2●文化財の返還

博物館は、文化財をその原産国またはその国民に返還するための話し合いを開始する態勢を整えているべきである。このことは、科学的、専門的また人道的な原則と、適用される地方・国の法、および国際法に基づき、政府もしくは政治レベルの行動に優先して、公平に行われるべきである。

6.3●文化財の復帰

原産国もしくはその国民が、国際および国の協定の原則に違反して輸出あるいは譲渡され、かつ、それが当該国または国民の文化または自然遺産の一部であることを示すことができるような資料または標本の復帰を求めるときは、関係博物館は、法的にそうすることが自由にできるならば、その返還に協力するため速やかかつ責任ある手段を講じるべきである。

6.4●占領された国からの文化財

博物館は、占領された地域からの文化財を購入もしくは取得することを差し控えるべきであり、文化および自然資料の輸入、輸出および譲渡を規定するあらゆる法律と協定を完全に守るべきである。

奉仕される地域社会への敬意

6.5●現代の地域社会

博物館の活動が現代の地域社会もしくはその遺産とかかわっている場合、資料の取得は、所有者や通知者につけこむことなしに、情報を与えた上での相互の了承に基づいてのみ行われるべきである。関与する地域社会の希望の尊重が最重要視されるべきである。

6.6●地域社会の施設の財源

現代の地域にかかわる活動のための資金を求めるとき、彼らの利益をないがしろにしてはならない(1.10を参照のこと)。

6.7●現代の地域社会からの収蔵品の使用

博物館が現代の地域社会からの収蔵品を使用する場合、それらを使用する人々の尊厳、伝統および文化を尊重する必要がある。そのような収蔵品は、多様な社会、多文化および多言語の表現を擁護することによって人々の福祉、社会の発展、寛容および尊敬を促進するために使用されるべきである(4.3を参照のこと)。

6.8●地域社会の中の支援団体

博物館は、地域社会の支援のための好ましい環境(博物館友の会などの支援団体)を作り、その貢献を認め、地域社会と博物館職員との間の友好的な関係を促進するべきである。

7. 博物館は法律に従って事業を行う

基本原則：博物館は、国際的、地域的、国の、もしくは地方の法律と条約の義務に完全にしたがうべきである。さらに、管理機関は、博物館のあらゆる側面、その収蔵品および事業に関連する法的な拘束力のある負託や条件をみたすべきである。

法的枠組み

7.1●国及び地方の法規

博物館の事業に影響をあたえるので、博物館はすべての国と地方の法律にしたがい、他の国の法規を尊重すべきである。

7.2●国際法

博物館の方針は、ICOM職業倫理規程の解釈において基準とされる、以下の国際法を認めるべきである。

- 武力衝突時の文化財保護のためのユネスコ条約(ハーグ条約、1954年第一議定書および1999年第二議定書)
- 文化財の不法な輸入、輸出および所有権の譲渡を禁止し防止する手段に関するユネスコ条約(1970年)
- 危機に瀕している野生動植物の種の国際取引に関する条約(1973年)
- 生物学的多様性に関する国連条約(1992年)
- 窃盗および不法輸出された文化的資源に関するユニドロワ条約(1995年)
- 水中文化遺産の保護に関するユネスコ条約(2001年)
- 無形文化遺産の保護に関するユネスコ条約(2003年)

8. 博物館は専門的に事業を行う

基本原則：博物館の専門職員は、受け入れられた基準と法を守り、彼らの職業の尊厳と名誉を維持するべきである。彼らは違法もしくは反倫理的な専門的行為から公衆を守るべきである。博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的および抱負について、公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。

専門職的行動

8.1●関連法規の熟知

博物館の専門職員はすべて、関連する国際、国内および地方の法ならびに彼らの雇用条件に通暁しているべきである。彼らは不適切な行為とみなされるような状況を回避するべきである。

8.2●職業上の責任

博物館の専門職員は、勤務している博物館の方針と手続きに従う義務を負う。しかし、博物館もしくはその専門職および職業倫理に損害を与えらると思われる慣行にたいして正当な反対を唱えることができる。

8.3●専門職的行動

同僚および勤務先博物館への忠誠は、重要な職業上の責任であり、専門職業全体に適用される基本的な倫理原則への忠誠に基づくものでなければならない。彼らはICOMの職業倫理規程の条件を守るべきであり、その他の博物館業務に関連する規定もしくは方針を認識しているべきである。

8.4●学問的および学術的責任

博物館専門職員は、収蔵品に固有の情報の調査、保存、使用を促進するべきである。したがって、彼らはそのような学問的および科学的データの損失につながるような行動や状況を避けるべきである。

8.5●不法な市場

博物館専門職員は、自然および文化財の不法な移動もしくはは市場に直接であれ間接であれ力を貸すべきでない。

8.6●秘密保持

博物館専門職員は、勤務中に入手した秘密情報を保護しなければならない。加えて、鑑定のために博物館に持ち込まれた品目に関する情報は、機密情報であり、所有者から特に許可がない限り公表したり、他のどのような機関もしくは個人にも流してはならない。

8.7●博物館と収蔵品の警備

博物館の警備、もしくは勤務中に訪問した個人コレクションの警備と所在地に関する情報は、博物館職員によって厳重な秘密とされなければならない。

8.8●秘密保持の義務の例外

秘密の保持は、盗まれた、不法に取得された、もしくは違法に譲渡された可能性がある物品にかんする警察または他の正当な機関による捜査に協力する法的な義務に従属する。

8.9●個人の独自性

専門職にあるものは、ある程度個人の独自性を保持する権利を有するが、彼らは、いかなる私的な仕事または専門的利益も彼らが勤務する機関と完全に切り離すことはできないことを心得ておかなければならない。

8.10●専門職業上の関係

博物館の専門職員は、彼らが勤務する博物館の内外で多数の人々と業務上の関係を持つ。彼らは、他の人々に対して効率の良い高い水準の専門的サービスを提供することを期待されている。

8.11●専門的相談

入手できる専門知識が、博物館内での良い決定を保証するには不十分であるときは、博物館内外の専門家に相談するのは職業上の責務である。

利害の衝突

8.12●贈答、援助、貸与もしくはその他の個人的な便宜

博物館職員は、所属博物館の職務に関連して提供された可能性のある贈り物、援助、貸与もしくはその他の個人的便宜を受けてはならない。場合によっては、職業上の慣例に贈り物の授受が含まれていることがあるが、それは必ず関係機関の名において行うべきである。

8.13●外部の雇用もしくは仕事の利益

専門職にあるものは、ある程度個人の独自性を保持する権利を有するが、彼らは、いかなる私的な仕事または専門的利益も彼らが勤務する施設と完全に切り離すことはできないことを心得ておかなければならない。彼らは博物館の利益と衝突する、もしくは衝突するとみなされる他の有給の雇用もしくは外部の委嘱を受けるべきではない。

8.14●自然・文化遺産の取引

博物館の専門職員は、直接、間接を問わず、自然もしくは文化遺産の取引(利益のための売買)に加わるべきではない。

8.15●取引人との相互作用

博物館専門職員は、博物館の資料の購入もしくは処分、あるいは公的行為の実施または回避の誘引として、取引業者、競売人もしくはその他の人物から贈り物、歓待もしくはいかなる形の報酬も受けてはならない。さらに、博物館専門職員は、特定の取引業者、競売人もしくは鑑定人を一般人に推薦すべきではない。

8.16●個人的収集活動

博物館専門職員は、資料の取得もしくは個人的収集活動のいずれにおいても所属機関と競合すべきではない。博物館専門職員と管理機関との間で個人的な収集に関する協約書を作成し、良心的にこれに従わなければならない。

8.17●ICOMの名称とロゴの使用

ICOM会員は、いかなる営利目的の活動もしくは製品の促進や信用性の付与のために「International Council of Museums」および「ICOM」という言葉、もしくはそのロゴを使用してはならない。

8.18●その他の利害衝突

個人と博物館の間にその他の利害の衝突が生じた場合は、博物館の利益が優先する。

用語解説

●鑑定

資料または標本の真正の認定および評価。国によってはこの用語は、申出のあった贈答品の税制上の優遇措置適用に当たったの独立した評価のために用いられる。

●利害の衝突

個人もしくは私的利益が存在するために、業務執行上原則の衝突が生じ、意思決定の客観性が制限され、もしくは制限されるように見えること。

●取引

個人もしくは施設の利益のための物品の売買。

●正当な注意義務

一定の決定をおこなう前に問題の事実関係を明らかにするためにあらゆる努力を払うという必要条件。とくに、資料の取得もしくは使用の申し出がおこなわれた際、承諾前に当該資料の出所および経歴を明らかにすること。

●保存・修復者

文化財の技術的調査、保護、保存、修復をおこなう資格がある博物館または独立した職員。詳しくはICOMニュース39 (1)、5-6ページ(1986年)参照。

●文化遺産

美的、歴史的、科学的もしくは精神的に重要であるとみなされるあらゆる概念または事物。

●管理機関

博物館の権能を付与する規則によって、博物館の存続、戦略的發展、財源に責任あると規定された人々あるいは組織。

●収益活動

施設のための財政上の利得もしくは利益を目的とする活動。

●法的権利

当該国における財産を所有する法的権利。国によっては、これは付与される権利であり正当に努力した探索の要求を満たさないかもしれない。

●最低基準

すべての博物館とその職員がそこに達したいと思うことを期待することがもともとである基準。

●自然遺産

学術的意義を持つまたは精神的な表明を示す、すべての自然物、現象、もしくは概念。

●博物館(注)

博物館とは社会とその発展に奉仕する一般に公開された非営利の恒久的な施設で、人々とその環境の有形および無形の証拠を研究、教育および娯楽のために収集、研究、伝達および展示をおこなうものである。

●博物館専門職員(注)

博物館専門職員は、博物館の運営と活動に関連する分野で専門的な訓練を受けるかもしくは同等の実験的な経験を持つ、博物館およびICOM規約の第二条第1、2項に規定された施設の職員(有給、無給を問わず)と、施設に属さない、ICOM職業倫理規程を尊重し博物館および上に引用した規約に規定された施設のために働く人々と構成するが、博物館や博物館のサービスに必要な商業生産品および設備を促進もしくは販売する人々を含まない。

●非営利団体

(剰余金もしくは利益を含む)収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される、適法に設立さ

れた法人組織もしくは非法人組織の団体。「非営利目的」という用語は、これと同一の意味を有する。

●資料の由来

資料の発見もしくは作成時から現在までの全経緯および所有権の経緯。これに基づきその資料の真正および所有権が決定される。

●有効な所有権

資料の発見もしくは作成からの完全な由来によって裏づけされた、議論の余地のない物品を所有する権利。

(注)

「博物館」と「博物館専門職員」の用語は、この「倫理規程」を解釈するための暫定的な定義であることに注意する必要がある。「ICOM規定」に用いられている「博物館」及び「専門的博物館従業者」は、同規程の改定が完全になされるまでなお有効である。

ICOM Code of Ethics for Museums

International Council of Museums (ICOM)

Revised in 2004

PREAMBLE

Status of the ICOM Code of Ethics for Museums

The *ICOM Code of Ethics for Museums* has been prepared by the International Council of Museums. It is the statement of ethics for museums referred to in the ICOM Statutes. The Code reflects principles generally accepted by the international museum community. Membership in ICOM and the payment of the annual subscription to ICOM are an affirmation of the *ICOM Code of Ethics for Museums*.

A Minimum Standard for Museums

The ICOM Code represents a minimum standard for museums. It is presented as a series of principles supported by guidelines for desirable professional practice. In some countries, certain minimum standards are defined by law or government regulation. In others, guidance on and assessment of minimum professional standards may be available in the form of 'Accreditation', 'Registration', or similar evaluative schemes. Where such standards are not defined, guidance can be obtained through the ICOM Secretariat, a relevant National Committee of ICOM, or the appropriate International Committee of ICOM. It is also intended that individual nations and the specialised subject organisations connected with museums should use this Code as a basis for developing additional standards.

Translations of the ICOM Code of Ethics for Museums

The *ICOM Code of Ethics for Museums* is published in the three official languages of the organisation: English, French and Spanish. ICOM welcomes the translation of the Code into other languages. However, a translation will be regarded as "official" only if it is endorsed by at least one National Committee of a country in which the language is spoken, normally as the first language. Where the language is spoken in more than one country, it is preferable that the National Committees of these countries also be consulted. Attention is drawn to the need for linguistic as well as professional museum expertise in providing official translations. The language version used for a translation and the names of the National Committees involved should be indicated. These conditions do not restrict translations of the Code, or parts of it, for use in educational work or for study purposes.

1. MUSEUMS PRESERVE, INTERPRET AND PROMOTE THE NATURAL AND CULTURAL INHERITANCE OF HUMANITY.

Principle:

Museums are responsible for the tangible and intangible natural and cultural heritage. Governing bodies and those concerned with the strategic direction and oversight of museums have a primary responsibility to protect and promote this heritage as well as the human, physical and financial resources made available for that purpose.

INSTITUTIONAL STANDING

1.1 Enabling Documentation

The governing body should ensure that the museum has a written and published constitution, statute, or other public document in accordance with national laws, which clearly states the museum's legal status, mission, permanence and non-profit nature.

1.2 Statement of the Mission, Objectives and Policies

The governing body should prepare, publicise and be

guided by a statement of the mission, objectives and policies of the museum and of the role and composition of the governing body.

PHYSICAL RESOURCES

1.3 Premises

The governing body should ensure adequate premises with a suitable environment for the museum to fulfil the basic functions defined in its mission.

1.4 Access

The governing body should ensure that the museum and its collections are available to all during reasonable hours and for regular periods. Particular regard should be given to those persons with special needs.

1.5 Health and Safety

The governing body should ensure that institutional standards of health, safety, and accessibility apply to its personnel and visitors.

1.6 Protection Against Disasters

The governing body should develop and maintain policies to protect the public and personnel, the collections and other resources against natural and human-made disasters.

1.7 Security Requirements

The governing body should ensure appropriate security to protect collections against theft or damage in displays, exhibitions, working or storage areas and while in transit.

1.8 Insurance and Indemnity

Where commercial insurance is used for collections, the governing body should ensure that such cover is adequate and includes objects in transit or on loan and other items that are the responsibility of the museum. When an indemnity scheme is in use, it is necessary that material not in the ownership of the museum be adequately covered.

FINANCIAL RESOURCES

1.9 Funding

The governing body should ensure that there are sufficient funds to carry out and develop the activities of the museum. All funds must be accounted for in a professional manner.

1.10 Income-generating Policy

The governing body should have a written policy regarding sources of income that it may generate through its activities or accept from outside sources. Regardless of funding source, museums should maintain control of the content and integrity of their programmes, exhibitions and activities. Income-generating activities should not compromise the standards of the institution or its public. (See 6.6).

PERSONNEL

1.11 Employment Policy

The governing body should ensure that all action concerning personnel is taken in accordance with the policies of the museum as well as the proper and legal procedures.

1.12 Appointment of the Director or Head

The director or head of the museum is a key post and when making an appointment, governing bodies should have regard for the knowledge and skills required to fill the post effectively. These qualities should include adequate intellectual ability and professional knowledge, complemented by a high standard of ethical conduct.

1.13 Access to Governing Bodies

The director or head of a museum should be directly responsible, and have direct access, to the relevant governing bodies.

1.14 Competence of Museum Personnel

The employment of qualified personnel with the expertise required to meet all responsibilities is necessary. (See also 2.19; 2.24; section 8).

1.15 Training of Personnel

Adequate opportunities for the continuing education and professional development of all museum personnel should be arranged to maintain an effective workforce.

1.16 Ethical Conflict

The governing body should never require museum personnel to act in a way that could be considered to conflict with the provisions of this Code of Ethics, or any national law or specialist code of ethics.

1.17 Museum Personnel and Volunteers

The governing body should have a written policy on volunteer work that promotes a positive relationship between volunteers and members of the museum profession.

1.18 Volunteers and Ethics

The governing body should ensure that volunteers, when conducting museum and personal activities, are fully conversant with the ICOM Code of Ethics for Museums and other applicable codes and laws.

2. MUSEUMS THAT MAINTAIN COLLECTIONS HOLD THEM IN TRUST FOR THE BENEFIT OF SOCIETY AND ITS DEVELOPMENT.

Principle:

Museums have the duty to acquire, preserve and promote their collections as a contribution to safeguarding the natural, cultural and scientific heritage. Their collections are a significant public inheritance, have a special position in law and are protected by international legislation. Inherent in this public trust is the notion of stewardship that includes rightful ownership, permanence, documentation, accessibility and responsible disposal.

ACQUIRING COLLECTIONS

2.1 Collections Policy

The governing body for each museum should adopt and publish a written collections policy that addresses the acquisition, care and use of collections. The policy should clarify the position of any material that will not be catalogued, conserved, or exhibited. (See 2.7; 2.8).

2.2 Valid Title

No object or specimen should be acquired by purchase, gift, loan, bequest, or exchange unless the acquiring museum is satisfied that a valid title is held. Evidence of lawful ownership in a country is not necessarily valid title.

2.3 Provenance and Due Diligence

Every effort must be made before acquisition to ensure that any object or specimen offered for purchase, gift, loan, bequest, or exchange has not been illegally obtained in, or exported from its country of origin or any intermediate country in which it might have been owned legally (including the museum's own country). Due diligence in this regard should establish the full history of the item since discovery or

production.

2.4 Objects and Specimens from Unauthorised or Unscientific Fieldwork

Museums should not acquire objects where there is reasonable cause to believe their recovery involved unauthorised or unscientific fieldwork, or intentional destruction or damage of monuments, archaeological or geological sites, or of species and natural habitats. In the same way, acquisition should not occur if there has been a failure to disclose the finds to the owner or occupier of the land, or to the proper legal or governmental authorities.

2.5 Culturally Sensitive Material

Collections of human remains and material of sacred significance should be acquired only if they can be housed securely and cared for respectfully. This must be accomplished in a manner consistent with professional standards and the interests and beliefs of members of the community, ethnic or religious groups from which the objects originated, where these are known. (See also 3.7; 4.3).

2.6 Protected Biological or Geological Specimens

Museums should not acquire biological or geological specimens that have been collected, sold, or otherwise transferred in contravention of local, national, regional or international law or treaty relating to wildlife protection or natural history conservation.

2.7 Living Collections

When the collections include live botanical or zoological specimens, special consideration should be given to the natural and social environment from which they are derived as well as any local, national, regional or international law or treaty relating to wildlife protection or natural history conservation.

2.8 Working Collections

The collections policy may include special considerations for certain types of working collections where the emphasis is on preserving cultural, scientific, or technical process rather than the object, or where objects or specimens are assembled for regular handling and teaching purposes. (See also 2.1).

2.9 Acquisition Outside Collections Policy

The acquisition of objects or specimens outside the museum's stated policy should only be made in exceptional circumstances. The governing body

should consider the professional opinions available to it and the views of all interested parties. Consideration will include the significance of the object or specimen, including its context in the cultural or natural heritage, and the special interests of other museums collecting such material. However, even in these circumstances, objects without a valid title should not be acquired. (See also 3.4).

2.10 Acquisition Offered by Members of the Governing Body or Museum Personnel

Special care is required in considering any item, whether for sale, as a donation, or as a tax-benefit gift, from members of governing bodies, museum personnel, or the families and close associates of these persons.

2.11 Repositories of Last Resort

Nothing in this Code of Ethics should prevent a museum from acting as an authorised repository for unprovenanced, illicitly collected or recovered specimens or objects from the territory over which it has lawful responsibility.

REMOVING COLLECTIONS

2.12 Legal or Other Powers of Disposal

Where the museum has legal powers permitting disposals, or has acquired objects subject to conditions of disposal, the legal or other requirements and procedures must be complied with fully. Where the original acquisition was subject to mandatory or other restrictions these conditions must be observed, unless it can be shown clearly that adherence to such restrictions is impossible or substantially detrimental to the institution and, if appropriate, relief may be sought through legal procedures.

2.13 Deaccessioning from Museum Collections

The removal of an object or specimen from a museum collection must only be undertaken with a full understanding of the significance of the item, its character (whether renewable or non-renewable), legal standing, and any loss of public trust that might result from such action.

2.14 Responsibility for Deaccessioning

The decision to deaccession should be the responsibility of the governing body acting in conjunction with the director of the museum and the curator of the collection concerned. Special

arrangements may apply to working collections. (See 2.7; 2.8).

2.15 Disposal of Objects Removed from the Collections

Each museum should have a policy defining authorised methods for permanently removing an object from the collections through donation, transfer, exchange, sale, repatriation, or destruction, and that allows the transfer of unrestricted title to any receiving agency. Complete records must be kept of all deaccessioning decisions, the objects involved, and the disposal of the object. There will be a strong presumption that a deaccessioned item should first be offered to another museum.

2.16 Income from Disposal of Collections

Museum collections are held in public trust and may not be treated as a realisable asset. Money or compensation received from the deaccessioning and disposal of objects and specimens from a museum collection should be used solely for the benefit of the collection and usually for acquisitions to that same collection.

2.17 Purchase of Deaccessioned Collections

Museum personnel, the governing body, or their families or close associates, should not be permitted to purchase objects that have been deaccessioned from a collection for which they are responsible.

CARE OF COLLECTIONS

2.18 Collection Continuity

The museum should establish and apply policies to ensure that its collections (both permanent and temporary) and associated information, properly recorded, are available for current use and will be passed on to future generations in as good and safe a condition as practicable, having regard to current knowledge and resources.

2.19 Delegation of Collection Responsibility

Professional responsibilities involving the care of the collections should be assigned to persons with appropriate knowledge and skill or who are adequately supervised. (See also 8.11).

2.20 Documentation of Collections

Museum collections should be documented according to accepted professional standards. Such documentation should include a full identification and

description of each item, its associations, provenance, condition, treatment and present location. Such data should be kept in a secure environment and be supported by retrieval systems providing access to the information by the museum personnel and other legitimate users.

2.21 Protection Against Disasters

Careful attention should be given to the development of policies to protect the collections during armed conflict and other human-made or natural disasters.

2.22 Security of Collection and Associated Data

The museum should exercise control to avoid disclosing sensitive personal or related information and other confidential matters when collection data is made available to the public.

2.23 Preventive Conservation

Preventive conservation is an important element of museum policy and collections care. It is an essential responsibility of members of the museum profession to create and maintain a protective environment for the collections in their care, whether in store, on display, or in transit.

2.24 Collection Conservation and Restoration

The museum should carefully monitor the condition of collections to determine when an object or specimen may require conservation-restoration work and the services of a qualified conservator-restorer. The principal goal should be the stabilisation of the object or specimen. All conservation procedures should be documented and as reversible as possible, and all alterations should be clearly distinguishable from the original object or specimen.

2.25 Welfare of Live Animals

A museum that maintains living animals should assume full responsibility for their health and well-being. It should prepare and implement a safety code for the protection of its personnel and visitors, as well as of the animals, that has been approved by an expert in the veterinary field. Genetic modification should be clearly identifiable.

2.26 Personal Use of Museum Collections

Museum personnel, the governing body, their families, close associates, or others should not be permitted to expropriate items from the museum collections, even temporarily, for any personal use.

3. MUSEUMS HOLD PRIMARY EVIDENCE FOR ESTABLISHING AND FURTHERING KNOWLEDGE.

Principle:

Museums have particular responsibilities to all for the care, accessibility and interpretation of primary evidence collected and held in their collections.

PRIMARY EVIDENCE

3.1 Collections as Primary Evidence

The museum collections policy should indicate clearly the significance of collections as primary evidence. The policy should not be governed only by current intellectual trends or present museum usage.

3.2 Availability of Collections

Museums have a particular responsibility for making collections and all relevant information available as freely as possible, having regard to restraints arising for reasons of confidentiality and security.

MUSEUM COLLECTING & RESEARCH

3.3 Field Collecting

Museums undertaking field collecting should develop policies consistent with academic standards and applicable national and international laws and treaty obligations. Fieldwork should only be undertaken with respect and consideration for the views of local communities, their environmental resources and cultural practices as well as efforts to enhance the cultural and natural heritage.

3.4 Exceptional Collecting of Primary Evidence

In exceptional cases an item without provenance may have such an inherently outstanding contribution to knowledge that it would be in the public interest to preserve it. The acceptance of such an item into a museum collection should be the subject of a decision by specialists in the discipline concerned and without national or international prejudice. (See also 2.11).

3.5 Research

Research by museum personnel should relate to the museum's mission and objectives and conform to established legal, ethical and academic practices.

3.6 Destructive Analysis

When destructive analytical techniques are undertaken, a complete record of the material analysed, the outcome of the analysis and the resulting research, including publications, should become a part of the permanent record of the object.

3.7 Human Remains and Material of Sacred Significance

Research on human remains and materials of sacred significance must be accomplished in a manner consistent with professional standards and take into account the interests and beliefs of the community, ethnic or religious groups from whom the objects originated, where these are known. (See also 2.5; 4.3).

3.8 Retention of Rights to Research Materials

When museum personnel prepare material for presentation or to document field investigation, there must be clear agreement with the sponsoring museum regarding all rights to such work.

3.9 Shared Expertise

Members of the museum profession have an obligation to share their knowledge and experience with colleagues, scholars and students in relevant fields. They should respect and acknowledge those from whom they have learned and should pass on such advancements in techniques and experience that may be of benefit to others.

3.10 Co-operation Between Museums and Other Institutions

Museum personnel should acknowledge and endorse the need for cooperation and consultation between institutions with similar interests and collecting practices. This is particularly so with institutes of higher education and certain public utilities where research may generate important collections for which there is no long-term security.

4. MUSEUMS PROVIDE OPPORTUNITIES FOR THE APPRECIATION, UNDERSTANDING AND MANAGEMENT OF THE NATURAL AND CULTURAL HERITAGE.

Principle:

Museums have an important duty to develop their educational role and attract wider audiences from the community, locality, or group they serve. Interaction

with the constituent community and promotion of their heritage is an integral part of the educational role of the museum.

DISPLAY & EXHIBITION

4.1 Displays, Exhibitions and Special Activities

Displays and temporary exhibitions, physical or electronic, should be in accordance with the stated mission, policy and purpose of the museum. They should not compromise either the quality or the proper care and conservation of the collections.

4.2 Interpretation of Exhibits

Museums should ensure that the information they present in displays and exhibitions is well-founded, accurate and gives appropriate consideration to represented groups or beliefs.

4.3 Exhibition of Sensitive Materials

Human remains and materials of sacred significance must be displayed in a manner consistent with professional standards and, where known, taking into account the interests and beliefs of members of the community, ethnic or religious groups from whom the objects originated. They must be presented with great tact and respect for the feelings of human dignity held by all peoples.

4.4 Removal from Public Display

Requests for removal from public display of human remains or material of sacred significance from the originating communities must be addressed expeditiously with respect and sensitivity. Requests for the return of such material should be addressed similarly. Museum policies should clearly define the process for responding to such requests.

4.5 Display of Unprovenanced Material

Museums should avoid displaying or otherwise using material of questionable origin or lacking provenance. They should be aware that such displays or usage can be seen to condone and contribute to the illicit trade in cultural property.

OTHER RESOURCES

4.6 Publication

Information published by museums, by whatever means, should be well-founded, accurate and give

responsible consideration to the academic disciplines, societies, or beliefs presented. Museum publications should not compromise the standards of the institution.

4.7 Reproductions

Museums should respect the integrity of the original when replicas, reproductions, or copies of items in the collection are made. All such copies should be permanently marked as facsimiles.

5. MUSEUMS HOLD RESOURCES THAT PROVIDE OPPORTUNITIES FOR OTHER PUBLIC SERVICES AND BENEFITS.

Principle:

Museums utilise a wide variety of specialisms, skills and physical resources that have a far broader application than in the museum. This may lead to shared resources or the provision of services as an extension of the museum's activities. These should be organised in such a way that they do not compromise the museum's stated mission.

IDENTIFICATION SERVICES

5.1 Identification of Illegally or Illicitly Acquired Objects

Where museums provide an identification service, they should not act in any way that could be regarded as benefiting from such activity, directly or indirectly. The identification and authentication of objects that are believed or suspected to have been illegally or illicitly acquired, transferred, imported or exported, should not be made public until the appropriate authorities have been notified.

5.2 Authentication and Valuation (Appraisal)

Valuations may be made for the purposes of insurance of museum collections. Opinions on the monetary value of other objects should only be given on official request from other museums or competent legal, governmental or other responsible public authorities. However, when the museum itself may be the beneficiary, appraisal of an object or specimen must be undertaken independently.

6. MUSEUMS WORK IN CLOSE COLLABORATION WITH THE COMMUNITIES FROM WHICH THEIR COLLECTIONS ORIGINATE AS WELL AS THOSE THEY SERVE.

Principle:

Museum collections reflect the cultural and natural heritage of the communities from which they have been derived. As such, they have a character beyond that of ordinary property, which may include strong affinities with national, regional, local, ethnic, religious or political identity. It is important therefore that museum policy is responsive to this situation.

ORIGIN OF COLLECTIONS

6.1 Co-operation

Museums should promote the sharing of knowledge, documentation and collections with museums and cultural organisations in the countries and communities of origin. The possibility of developing partnerships with museums in countries or areas that have lost a significant part of their heritage should be explored.

6.2 Return of Cultural Property

Museums should be prepared to initiate dialogues for the return of cultural property to a country or people of origin. This should be undertaken in an impartial manner, based on scientific, professional and humanitarian principles as well as applicable local, national and international legislation, in preference to action at a governmental or political level.

6.3 Restitution of Cultural Property

When a country or people of origin seeks the restitution of an object or specimen that can be demonstrated to have been exported or otherwise transferred in violation of the principles of international and national conventions, and shown to be part of that country's or people's cultural or natural heritage, the museum concerned should, if legally free to do so, take prompt and responsible steps to cooperate in its return.

6.4 Cultural Objects from an Occupied Country

Museums should abstain from purchasing or acquiring cultural objects from an occupied territory and

respect fully all laws and conventions that regulate the import, export and transfer of cultural or natural materials.

RESPECT FOR COMMUNITIES SERVED

6.5 Contemporary Communities

Where museum activities involve a contemporary community or its heritage, acquisitions should only be made based on informed and mutual consent without exploitation of the owner or informants. Respect for the wishes of the community involved should be paramount.

6.6 Funding of Community Activities

When seeking funds for activities involving contemporary communities, their interests should not be compromised. (See 1.10).

6.7 Use of Collections from Contemporary Communities

Museum usage of collections from contemporary communities requires respect for human dignity and the traditions and cultures that use such material. Such collections should be used to promote human well-being, social development, tolerance, and respect by advocating multisocial, multicultural and multilingual expression. (See 4.3).

6.8 Supporting Organisations in the Community

Museums should create a favourable environment for community support (e.g., Friends of Museums and other supporting organisations), recognise their contribution and promote a harmonious relationship between the community and museum personnel.

7. MUSEUMS OPERATE IN A LEGAL MANNER.

Principle:

Museums must conform fully to international, regional, national and local legislation and treaty obligations. In addition, the governing body should comply with any legally binding trusts or conditions relating to any aspect of the museum, its collections and operations.

LEGAL FRAMEWORK

7.1 National and Local Legislation

Museums should conform to all national and local laws and respect the legislation of other states as they affect their operation.

7.2 International Legislation

Museum policy should acknowledge the following international legislation that is taken as a standard in interpreting the *ICOM Code of Ethics for Museums*:

- *Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict* ("The Hague Convention" First Protocol, 1954, and Second Protocol, 1999);
- *Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property* (UNESCO, 1970);
- *Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora* (Washington, 1973);
- *Convention on Biological Diversity* (UN, 1992);
- *Convention on Stolen and Illegally Exported Cultural Objects* (UNIDROIT, 1995);
- *Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage* (UNESCO, 2001);
- *Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage* (UNESCO, 2003).

8. MUSEUMS OPERATE IN A PROFESSIONAL MANNER.

Principle:

Members of the museum profession should observe accepted standards and laws and uphold the dignity and honour of their profession. They should safeguard the public against illegal or unethical professional conduct. Every opportunity should be used to inform and educate the public about the aims, purposes, and aspirations of the profession to develop a better public understanding of the contributions of museums to society.

PROFESSIONAL CONDUCT

8.1 Familiarity with Relevant Legislation

Every member of the museum profession should be

conversant with relevant international, national and local legislation and the conditions of their employment. They should avoid situations that could be construed as improper conduct.

8.2 Professional Responsibility

Members of the museum profession have an obligation to follow the policies and procedures of their employing institution. However, they may properly object to practices that are perceived to be damaging to a museum, to the profession, or to matters of professional ethics.

8.3 Professional Conduct

Loyalty to colleagues and to the employing museum is an important professional responsibility and must be based on allegiance to fundamental ethical principles applicable to the profession as a whole. These principles should comply with the terms of the *ICOM Code of Ethics for Museums* and be aware of any other codes or policies relevant to museum work.

8.4 Academic and Scientific Responsibilities

Members of the museum profession should promote the investigation, preservation, and use of information inherent in collections. They should, therefore, refrain from any activity or circumstance that might result in the loss of such academic and scientific data.

8.5 The Illicit Market

Members of the museum profession should not support the illicit traffic or market in natural or cultural property, directly or indirectly.

8.6 Confidentiality

Members of the museum profession must protect confidential information obtained during their work. In addition, information about items brought to the museum for identification is confidential and should not be published or passed to any other institution or person without specific authorisation from the owner.

8.7 Museum and Collection Security

Information about the security of the museum or of private collections and locations visited during official duties must be held in strict confidence by museum personnel.

8.8 Exception to the Obligation for Confidentiality

Confidentiality is subject to a legal obligation to assist the police or other proper authorities in investigating possible stolen, illicitly acquired, or illegally transferred property.

8.9 Personal Independence

While members of a profession are entitled to a measure of personal independence, they must realise that no private business or professional interest can be wholly separated from their employing institution.

8.10 Professional Relationships

Members of the museum profession form working relationships with numerous other persons within and outside the museum in which they are employed. They are expected to render their professional services to others efficiently and to a high standard.

8.11 Professional Consultation

It is a professional responsibility to consult other colleagues within or outside the museum when the expertise available in the museum is insufficient to ensure good decision-making.

CONFLICTS OF INTEREST

8.12 Gifts, Favours, Loans, or Other Personal Benefits

Museum employees must not accept gifts, favours, loans, or other personal benefits that may be offered to them in connection with their duties for the museum. Occasionally professional courtesy may include the giving and receiving of gifts, but this should always take place in the name of the institution concerned.

8.13 Outside Employment or Business Interests

Members of the museum profession, although entitled to a measure of personal independence, must realise that no private business or professional interest can be wholly separated from their employing institution. They should not undertake other paid employment or accept outside commissions that are in conflict, or may be viewed as being in conflict, with the interests of the museum.

8.14 Dealing in Natural or Cultural Heritage

Members of the museum profession should not participate directly or indirectly in dealing (buying or selling for profit) in the natural or cultural heritage.

8.15 Interaction with Dealers

Museum professionals should not accept any gift, hospitality, or any form of reward from a dealer, auctioneer, or other person as an inducement to purchase or dispose of museum items, or to take or refrain from taking official action. Furthermore, a museum professional should not recommend a

particular dealer, auctioneer, or appraiser to a member of the public.

8.16 Private Collecting

Members of the museum profession should not compete with their institution either in the acquisition of objects or in any personal collecting activity. An agreement between the museum professional and the governing body concerning any private collecting must be formulated and scrupulously followed.

8.17 Use of the Name and Logo of ICOM

The name of the organisation, its acronym or its logo may not be used to promote or endorse any for-profit operation or product.

8.18 Other Conflicts of Interest

Should any other conflict of interest develop between an individual and the museum, the interests of the museum should prevail.

GLOSSARY

Appraisal

The authentication and valuation of an object or specimen. In certain countries the term is used for an independent assessment of a proposed gift for tax benefit purposes.

Conflict of interest

The existence of a personal or private interest that gives rise to a clash of principle in a work situation, thus restricting, or having the appearance of restricting, the objectivity of decision making.

Conservator-Restorer

Museum or independent personnel competent to undertake the technical examination, preservation, conservation and restoration of cultural property. (For further information, see ICOM News, vol. 39, n°1 (1986), pp. 5-6.)

Cultural Heritage

Any thing or concept considered of aesthetic, historical, scientific or spiritual significance.

Dealing
Buying and selling items for personal or institutional gain.

Due diligence
The requirement that every endeavour is made to establish the facts of a case before deciding a course of action, particularly in identifying the source and history of an item offered for acquisition or use before acquiring it.

Governing Body
The persons or organisations defined in the enabling legislation of the museum as responsible for its continuance, strategic development and funding.

Income-generating activities
Activities intended to bring financial gain or profit for the benefit of the institution.

Legal title
Legal right to ownership of property in the country concerned. In certain countries this may be a conferred right and insufficient to meet the requirements of a due diligence search.

Minimum Standard:
A standard to which it is reasonable to expect all museums and museum personnel to aspire. Certain countries have their own statements of minimum standards.

Museum *
A museum is a non-profit making permanent institution in the service of society and of its development, open to the public, which acquires, conserves, researches, communicates and exhibits, for purposes of study, education and enjoyment, the tangible and intangible evidence of people and their environment.

Museum professional *
Museum professionals consist of the personnel (whether paid or unpaid) of museums or institutions as defined in Article 2, paras. 1 and 2, of the ICOM Statutes, who have received specialised training, or possess an equivalent practical experience in any field

relevant to the management and operations of a museum, and independent persons respecting the *ICOM Code of Ethics for Museums* and working for museums or institutions as defined in the Statute quoted above, but not persons promoting or dealing with commercial products and equipment required for museums and museum services.

Natural Heritage
Any natural thing, phenomenon or concept, considered to be of scientific significance or to be a spiritual manifestation.

Non-profit organisation
A legally established body – corporate or unincorporated – whose income (including any surplus or profit) is used solely for the benefit of that body and its operations. The term “not-for-profit” has the same meaning.

Provenance
The full history and ownership of an item from the time of its discovery or creation to the present day, through which authenticity and ownership are determined.

Valid title
Indisputable right to ownership of property, supported by full provenance of the item since discovery or production.

* It should be noted that the terms “museum” and “museum professional” are interim definitions for use in interpreting the *ICOM Code of Ethics for Museums*. The definitions of “museum” and “professional museum workers” used in the ICOM Statutes remain in force until the revision of that document has been completed.

博物館法

1951年
最終改正2014年

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

(博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に關し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映画会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、學術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助す

ること。	者は、学芸員補となる資格を有する。	き、以下同じ。)に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。	要な学芸員その他の職員を有すること。
2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。	(学芸員及び学芸員補の研修)	(登録の申請)	三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
(館長、学芸員その他の職員)	第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。	第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県教育委員会に提出しなければならない。	四 一年を通じて百五十日以上開館すること。
第四条 博物館に、館長を置く。	(設置及び運営上望ましい基準)	一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所	(登録事項等の変更)
2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。	第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。	二 名称	第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県教育委員会に届け出なければならない。
3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。	(運営の状況に関する評価等)	三 所在地	2 都道府県教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。
4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。	第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずよう努めなければならない。	2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	(登録の取消)
5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。	(運営の状況に関する情報の提供)	一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面	第十四条 都道府県教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至ったものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至った場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。
6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。	第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。	二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面	2 都道府県教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。
(学芸員の資格)	第二章 登録	(登録要件の審査)	(博物館の廃止)
第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。	(登録)	第十二条 都道府県教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めたときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。	第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県教育委員会に届け出なければならない。
一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの	第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。))の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。同条を除	一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。	2 都道府県教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまづ消しなければならない。
二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの		二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必	(規則への委任)
三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者			第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登
2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。))における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。			
(学芸員補の資格)			
第六条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる			

録に関し必要な事項は、都道府県教育委員会の規則で定める。

第十七条 削除

第三章 公立博物館

(設置)

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、

必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条 削除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。
- 二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

(都道府県教育委員会との関係)

第二十七条 都道府県教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専

門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十八条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

附 則

(転載省略)

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

文部科学省告示 2011年

(趣旨)

第一条 この基準は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(博物館の設置等)

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)を扱うよう努めるものとする。

2 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画)

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(運営の状況に関する点検及び評価等)

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

(資料の収集、保管、展示等)

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料(以下「実物等資料」という。)について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在

状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管(育成及び現地保存を含む。以下同じ。)し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型(以下「複製等資料」という。)を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料(以下「博物館資料」という。)に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料(以下「図書等」という。)の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

(展示方法等)

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。

二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。

三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究)

第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等(児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。)の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。

二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。

三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等)

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布す

ること。

2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力に努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技術的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効果的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

第十四条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

- 一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備
- 二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備
- 三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態(動物の伝染性疾患の発生を含む。)による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

(附則)

この告示は、公布の日から施行する。

文化芸術基本法

2017年

旧「文化芸術振興基本法」2001年

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性

を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図ら

れるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に

係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更にについて準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メ

ディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及び

これを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その

他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活

動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等) 第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。 2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。 (顕彰)	(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等) 第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。 附則(平成十三年十二月七日法律第百四十八号)抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。	あとかき	
第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。 (政策形成への民意の反映等)	附則(平成二十九年六月二十三日法律第七十三号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。(以下略) (文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討) 第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	2017年5月25日、鎌倉で開かれた第66回総会で、この「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」(以下「原則と行動指針」)が賛成多数で採択されたとき、さまざまな感慨が脳裏を駆けめぐりました。私たち美術館運営制度研究会が2012年2月から取り組み始めたこのプロジェクトには、多くの方々の熱い思いが積み重なっていたからです。ただし、一つの仕事を成し遂げたというような達成感というよりも、第一歩をようやく踏み出せたという安堵感のほうがつよかったように思います。 これまでこの「原則と行動指針」を会員館のみなさまに対し、全国美術館会議ホームページ、学芸員研修会、総会特別セッションなど、さまざまな機会を設けてお諮りしてきました。そのたびごとに激しい反発をいただきました。明文化された指針をみんなで決めること、あるいは議論することに、これほどまでに強い拒否感を持つのか、と私たちは繰り返し驚きました。私たちがめざす方向性は間違っていないと信じながらも、戸惑うこともしばしばあったのです。	かなどのナショナル・スタンダードをもつことが、インターナショナル・スタンダードの一つだということを、自明の指針として動物園界はもっていました。動物園の存在そのものを否定する論者さえいる社会に対し、動物園界は正面から応えていく道を選んでいるのです。 そんなことを心の支えにして、私たちは作業に取り組んでいきました。この「原則と行動指針」は美術界が、美術館とはどんなものか、なにをみざすべき機関か、社会のなかでどのように機能すべきか、美術館人はどのように行動すべきか、美術館人は何に対し責任を負っているのか、などを初めて文章化したものです。これまでたびたび個人の著作物などで提言されてきましたが、日本の美術館人が集まって生み落とした最初の宣言です。このことに大きな意味があるだろうと信じています。
(地方公共団体の施策) 第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備 (文化芸術推進会議) 第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。		そんなときに励まされたのが動物園の状況です。周知のように、動物園で展示される資料＝動物は、野性界から入手することはできません。必ず他の動物園で繁殖された個体を、様々な条件をクリアさせながら交渉して獲得するほかありません。これは美術館界よりもはるかに明瞭な国際的運営基準を確立させ、信頼を勝ち得なければ館園の経営が成り立たないことを意味します。「誠意を見せれば」借りてこれられる美術品とは違うのです。動物にどう接するの	私たちが具体的な作業を始めてからは5年ですが、2000年に「中間報告」として発表された「美術館基準(案)」の出発点からは、ちょうど20年が経ちました。これまで美術館の抱える課題に真摯に向き合い、様々な思いを傾けてこられた多くのみなさまがいらっしゃったことをここに改めて記し、心よりの感謝の気持ちをそえて、この冊子の筆を擱きます。 2017年11月 全国美術館会議 美術館運営制度研究会 幹事 貝塚 健

美術館の原則と美術館関係者の行動指針

2017年12月25日 初版発行

発行 全国美術館会議
〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7 国立西洋美術館内
Tel: 03-3828-0290
Fax: 03-3828-0295
<http://www.zenbi.jp>

編集 全国美術館会議 美術館運営制度研究部会

印刷・製本 モリモト印刷株式会社

©2017 The Japanese Council of Art Museums

Web公開版のための注釈

このファイルは全国美術館会議が2017年12月に発行した同題冊子（A5判、総80頁）の資料編・あとがき・奥付（p.27-80）をPDF化したもので、同じくWeb公開版の「本編」とあわせて一冊となります。